

宮崎県社会的養育推進計画（案）

（令和 7 年度～令和 11 年度）

令和 7 年 3 月

宮崎県

目次

はじめに	5
1 現状及び計画策定に至った経緯	5
(1) 現状	5
(2) 計画策定に至った経緯	5
2 計画策定の趣旨	5
3 基本理念	6
4 計画の構成	6
5 計画期間	6
6 他の計画との関係	6
 第1章 本県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像	7
 第2章 当事者であるこどもの権利擁護の取組	8
1 現状	8
(1) 当事者であるこどもの意見	8
(2) 施設等における権利擁護の取組	9
(3) 被措置児童等虐待への対応について	11
(4) こどもの意見聴取等措置について	11
(5) こどもの権利擁護に係る環境整備について	11
2 課題	12
(1) こどもの意見聴取等措置について	12
(2) 意見表明等支援事業について	12
(3) こどもの権利擁護に係る環境整備について	12
3 具体的な取組	12
(1) こどもの意見聴取等措置について	12
(2) 意見表明等支援事業について	12
(3) こどもの権利擁護に係る環境整備について	12
4 整備目標及び評価指標	13
 第3章 市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた本県の取組	14
1 市町村の相談支援体制の整備に向けた本県の支援・取組	14
(1) 現状	14
(2) 課題	14
(3) 具体的な取組	15
(4) 整備目標及び評価指標	15

2 市町村の家庭支援事業等の整備に向けた本県の支援・取組	16
(1) 現状	16
(2) 課題	16
(3) 具体的な取組	17
(4) 整備目標及び評価指標	17
3 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組	18
(1) 現状	18
(2) 課題及び具体的な取組	18
(3) 整備目標及び評価指標	18
第4章 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組	19
1 現状	19
2 課題	19
3 具体的な取組	19
4 整備目標及び評価指標	19
第5章 各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み	21
第6章 一時保護改革に向けた取組	25
1 現状	25
(1) 一時保護施設における一時保護について	25
(2) 委託による一時保護について	25
(3) 一時保護の体制整備について	25
(4) 一時保護におけるこどもの最善の利益について	25
2 課題	26
(1) 一時保護施設における一時保護について	26
(2) 委託による一時保護について	26
(3) 一時保護の体制整備について	26
(4) 一時保護におけるこどもの最善の利益について	27
3 具体的な取組	27
(1) 一時保護施設における一時保護について	27
(2) 委託による一時保護について	27
(3) 一時保護の体制整備について	27
(4) 一時保護におけるこどもの最善の利益について	27
4 整備目標及び評価指標	28
第7章 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組	29
1 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組	29

(1) 現状	29
(2) 課題及び具体的な取組	29
(3) 整備目標及び評価指標	29
2 親子関係再構築に向けた取組	30
(1) 現状及び課題	30
(2) 具体的な取組	31
(3) 整備目標及び評価指標	31
3 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組	32
(1) 現状及び課題	32
(2) 具体的な取組	33
(3) 整備目標及び評価指標	34
第8章 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組	35
1 里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込み等	35
(1) 家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づく支援	35
(2) 里親等委託が必要なこども数の見込み等について	35
(3) 新たに確保が必要な里親・ファミリーホーム数	40
(4) 十分な受け皿確保等について	41
(5) 里親のリクルートに係る市町村との連携体制等について	41
(6) やむを得ず委託解除に至った要因分析について	41
(7) 里親等委託の推進における課題	42
(8) 里親等委託の推進への具体的な取組	42
(9) 整備目標及び評価指標	43
2 里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組	44
(1) 現状	44
(2) 課題	44
(3) 具体的な取組	44
(4) 整備目標及び評価指標	45
第9章 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	46
1 施設で養育が必要なこども数の見込み	46
2 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	46
(1) 現状	46
(2) 課題	47
(3) 具体的な取組	49
(4) 整備目標及び評価指標	50

第 10 章 社会的養護自立支援の推進に向けた取組	52
1 自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み及び実情把握等	52
(1) 自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み	52
(2) 現状	52
(3) 推進の方向性	55
2 社会的養護経験者等の自立に向けた具体的な取組	56
(1) 各種事業	56
(2) 社会的養護経験者等への自立に向けた支援体制の整備	57
(3) 整備目標及び評価指標	57
第 11 章 児童相談所の強化等に向けた取組	59
1 中核市（宮崎市）の児童相談所設置に向けた取組	59
(1) 現状	59
(2) 課題	59
(3) 具体的な取組	59
(4) 整備目標	59
2 県（児童相談所）における人材確保・育成、児童相談所設置等に向けた取組	60
(1) 現状	60
(2) 課題及び具体的な取組	61
(3) 整備目標及び評価指標	62
第 12 章 障害児入所施設における支援	63
1 現状	63
2 課題	63
3 具体的な取組	63
【参考資料（巻末）】	
第 1 用語集	65
第 2 こどもへのアンケート結果（総括）	70

はじめに

1 現状及び計画策定に至った経緯

(1) 現状

昨今の社会的背景により、こどもを取り巻く環境は急速に変化しており、全国各地で児童虐待による死亡事案をはじめとする、こどもに関わる深刻な事件や問題が後を絶たず、本県の児童虐待相談対応件数も、令和4年度に2,019件と過去最多を記録し、近年高止まりの状況にあります。

また、本県では、虐待等、何らかの事情により実親による養育が困難であり、公的責任において社会的な養育が必要なこども（代替養育を必要とするこども）が約420人おり、里親やファミリーホーム、児童養護施設や乳児院等で生活しています。

(2) 計画策定に至った経緯

○ 社会的養護の充実については、平成23年から国で検討が重ねられ、本県においても地域の実情に即しながら、児童養護施設等の小規模かつ地域分散化等を推進するために、平成27年10月に「宮崎県家庭的養護推進計画」を策定しました。

また、平成28年改正児童福祉法において、国より里親等委託率など具体的な数値目標が示されたことから、県における社会的養育の体制整備の基本的な考え方と全体像を示した「宮崎県社会的養育推進計画」を令和2年3月に策定しました。

○ さらに、令和4年改正児童福祉法（以下「改正法」という。）において、こどもに対する家庭及び養育環境の支援を強化し、こどもの権利擁護が図られた児童福祉施策を推進するための改正が行われ、これらの内容について、都道府県が計画に適切に反映した上で、取組を推進していく必要があるとされました。

○ これらを踏まえ、里親・ファミリーホーム数、施設数に加え、児童家庭支援センターや里親支援センター、意見表明等支援や権利擁護、社会的養護経験者等の自立支援の体制等についても整備目標等を明記した計画へと抜本的な見直しを行うとともに、整備された資源による効果や課題について、適切な指標を設けて実態把握・分析を行い、適切にPDCAサイクルを運用していく必要があるとされました。

このため、国は、新たな「次期都道府県社会的養育推進計画の策定要領」（以下「策定要領」という。）を示し、本県では現行計画を見直して、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする新たな計画に改定することとしました。

2 計画策定の趣旨

本計画は、こどもが権利の主体であるとの認識の下、養育において保護や支援を必要とするこどもの最善の利益を実現するため、本県の目指すべき社会的養育の全体像とその実現に向けた方策を明示するものです。

3 基本理念

養育において保護や支援を必要とするこどもの最善の利益の実現

4 計画の構成

本計画は、策定要領に基づき、以下の事項について記載します。

- 第1章 本県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像
- 第2章 当事者であるこどもの権利擁護の取組
- 第3章 市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた本県の取組
- 第4章 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組
- 第5章 各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み
- 第6章 一時保護改革に向けた取組
- 第7章 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組
- 第8章 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組
- 第9章 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
- 第10章 社会的養護自立支援の推進に向けた取組
- 第11章 児童相談所の強化等に向けた取組
- 第12章 障害児入所施設における支援

5 計画期間

本計画は、令和7年度を始期とする令和11年度までの5年間を計画期間とします。

6 他の計画との関係

本計画は、令和7年3月策定の「宮崎県こども未来応援プラン」の内容と整合するものになります。

また、本計画の推進に当たっては、各市町村の第3期「子ども・子育て支援事業計画」や児童養護施設及び乳児院の「社会的養育推進計画（施設計画）」と調整しながら取り組みます。

第1章 本県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

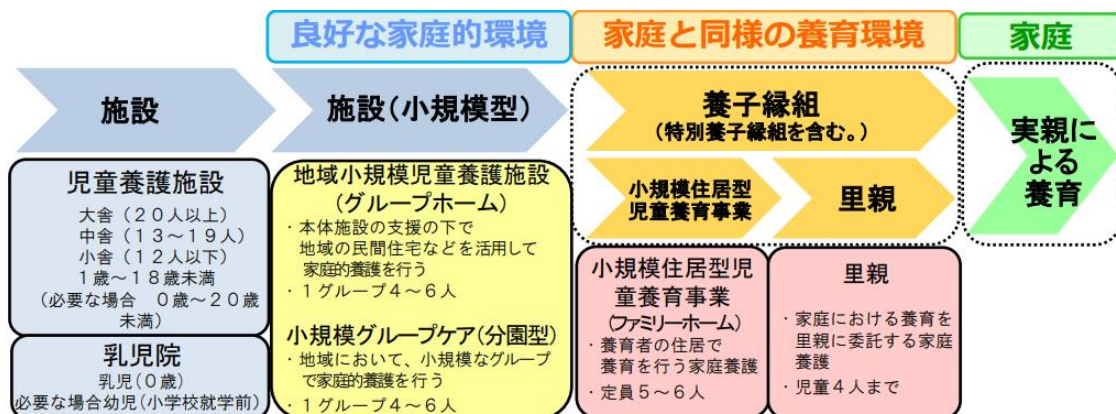
- こどもの最善の利益を実現するためには、「家庭養育優先原則」と「パーマネンシー保障の理念」に基づくケースマネジメントを徹底し、継続していく必要があります。

このため、次の①から④に取り組みます。

- ① こども家庭センターを中心とした相談支援体制や市町村の家庭支援事業により、虐待等に至る前の予防的支援策が円滑かつ効果的に実施されるよう、県として必要な支援を行います。
- ② 代替養育を必要とするこどもに対しては、児童相談所が、家庭養育優先原則に基づき、まずは里親又はファミリーホームの中から、こどもの意向や状況等を踏まえて代替養育先を検討します。
- ③ これらのいずれも代替養育先として適当でないこどもについては、小規模かつ地域分散化された施設又は高機能化された治療的なユニット等への入所を検討します。
- ④ なお、これら里親、施設等への入所期間は、できるだけ短期間となるよう、適切なケースワークや進行管理を行うとともに、家庭復帰を含めた親子関係の再構築支援に積極的に取り組みます。

このことについて、児童相談所は、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントの徹底や積み重ねを継続していきます。また、関係機関や施設等に対し、これらについてあらゆる機会を活用して働きかけ、里親支援センターが、関係機関と連携しながら県民に対する里親制度の普及・啓発、里親登録、里親委託後の子育て支援を展開します。

- 計画の進捗状況については、毎年度、評価のための指標等により自己点検・評価を実施し、その結果を県社会福祉審議会に報告するとともに、自己点検・評価によって明らかになった課題等については、適宜取組の見直し等を行い、適切にPDCAサイクルを運用します。
- なお、本計画の策定にあたり、当事者であるこどもの意見を可能な限り反映させています。



〔図1 家庭養育優先原則〕 こども家庭庁支援局家庭福祉課発出「社会的養育の推進に向けて」による。

第2章 当事者であるこどもの権利擁護の取組

1 現状

(1) 当事者であるこどもの意見（アンケート結果等）

- 当事者であるこどもが、権利擁護についてどのように感じているか実態を把握するため、施設入所児童等に対して、匿名によるアンケート調査のほか、施設や一部のこどもに対しヒアリング調査を実施しました。
- アンケート調査は、令和6年7月から8月の間に里親、ファミリーホーム、児童養護施設及び自立援助ホームに措置等している小学1年生以上のこども352人（里親23人、ファミリーホーム12人、児童養護施設303人、自立援助ホーム14人）を対象とし、331人（里親14人、ファミリーホーム11人、児童養護施設293人、自立援助ホーム13名）から回答がありました。回答率は94.0%でした。（里親・ファミリーホーム71.4%、児童養護施設96.7%、自立援助ホーム92.9%）

主な結果は以下のとおりです。

ア 里親・ファミリーホーム委託児童（回答者25人）

(7) 里親・ファミリーホームで自分の意見を伝える機会の有無について

25人中22人（88.0%）が「ある」と回答し、3人（12.0%）が「ない」と回答しました。

(4) 自分の意見を伝えやすくするための提案・希望について

「職員の対応の改善、信頼関係づくり、態度」が4人、「スマートフォン、電話、SNSを使う」が2人であった他、「アンケートをとる」「手紙を書く」等の意見がありました。

イ 児童養護施設入所児童（地域小規模児童養護施設を含む。）（回答者293人）

(7) 施設職員に自分の意見を伝える機会の有無について

293人中196人（66.9%）が「ある」と回答し、84人（28.7%）が「ない」と回答し、13人（4.4%）が無回答でした。

(4) 伝える機会が「ある」と回答したこどものうち意見を伝える相手について（複数回答）

意見を伝える相手は、施設の「担当職員」が212人（59.7%）と最も多く、次いで、「その他の職員（心理士、指導員等）」が72人（20.3%）、「施設長」が50人（14.1%）となっていました。

また、施設の職員以外の相手として、「親」、「きょうだい」、「学校の先生」、「友人」等が挙げられました。

(ウ) 伝える機会が「ない」と回答したこどもの意見

伝える機会が「ない」と回答した者（84人）のうち「誰にも言わない」が20人、そのうち「どうやって言えばいいか分からない」が10人でした。

(エ) 施設職員への相談方法について（複数回答）

「自分から相談に行く」が156人と最も多く、次いで「定期面接」が69人でした。

(オ) 自分の意見・気持ちを伝えやすくするための提案・希望について

「話すことがない、困っていることがない、特にないなど」の意見が95人いた一方、「職員からの働きかけ、1対1の面談、定期的な面談」が24人、「職員の普段のかかわり、声かけの程度、話を聞いてほしい」が22人、「職員の対応の改善、信頼関係づくり、態度」が22人となっており、職員との関係性に関する希望・提案が多くありました。

(カ) 里親制度への理解等について

293人中123人（42.0%）が里親制度を「知っている」、そのうち興味が「ある」と回答したのは37人でした。

(キ) 施設に対する考えについて（施設を出たいと思ったことがあるか）

293人中168人（57.3%）が「施設を出たいと思ったことがある」と回答し、その主な理由として、70人が「家族に会いたい（帰りたい）」、31人が「施設に不満、ルールが厳しい」と回答しました。

一方、293人中91人（31.1%）が「施設を出たいと思ったことがない」と回答し、その主な理由として、29人が「施設が楽しい」、10人が「安心・安全・楽（家より幸せ）」と回答しました。

ウ 自立援助ホーム入所者（回答者13人）

- ・ 自立援助ホームで自分の意見を伝える機会の有無について
13人中11人（84.6%）が「ある」と回答しました。

(2) 施設等における権利擁護の取組

ア 里親

- ・ 意見聴取等について

日常生活の中で里子から受けた相談や里親が捉えたこどもの思い等を児童相談所等と共有しています。

イ ファミリーホーム

- ・ 意見聴取及び対応について

こどもから直接相談を受けることが多く、携帯電話のメールを活用するなど、その都度、柔軟に対応しています。また、意見箱の設置のほか、こども同士のミーティング等も実施しています。

ウ 児童養護施設（地域小規模児童養護施設を含む。）

(7) 意見聴取等について

a 面談等

- 全施設で職員による面談等の機会を設けており、随時対応するほか、ほとんどの施設で1～2箇月に1回設けています。
- 意見聴取は、施設長や心理療法担当職員のほか、権利擁護担当者を定めて実施しています。

b 意見箱の活用

主に玄関や生活棟の共有スペース、管理室近くに意見箱を設置しており、他のこどもに投函している姿が見られないように、通路に置くなどの工夫をしている施設もあります。

また、施設長または主任など特定の職員が定期的に投函状況を確認し、その内容については、施設で共有し、内容に応じて面談等を行ったり、児童会等の機会を通じて回答するなど、施設内で連携して対応しています。

c その他の方法による意見聴取

- 定期的なこどもへのアンケート調査を行い、交換日記による意見把握や振り返り機会を設けている施設もあります。
- 「こどもの権利ノート」や意見箱の周知等のほか、職員の資質向上のための研修、チェックリストを用いたセルフチェック、外部ボランティア等の受入れなどを実施しています。

(4) こどもからの意見への対応について

こどもの意向を尊重しつつ、原則として全ての施設で、一職員だけではなく、チーム又は職員全体で意見を共有し、内容に応じて対応しています。

エ 自立援助ホーム

・ 意見聴取及び対応について

日常生活における入所者との対話を大切にし、相談があれば都度対応しており、意見箱の設置のほか、入所者同士の話し合い等を行っています。

(3) 被措置児童等虐待への対応について

被措置児童等虐待の届出や通告を受理した場合には、「被措置児童等虐待対応ガイドライン」に基づき、事実確認を行い、被措置児童等虐待の疑いが強い場合には、県社会福祉審議会に報告し、虐待を受けたこども等への支援を行い、再発防止のための指導等を行っています。

〔表 2 被措置児童等虐待報告件数〕

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
件数	0	1	3	2	0

(4) こどもの意見聴取等措置について

- 児童相談所は、「こどもの権利擁護スタートアップマニュアル」を踏まえ、里親等委託、施設入所、在宅指導の措置や一時保護の決定時等の意見聴取等措置が必要となる場面において、措置をとる理由やこどもが置かれている状況等について必要な事項をこどもに事前に丁寧に説明し、こどもが説明を理解できたことを確認した上で措置を実施しています。

特に措置の決定場面における意見聴取等は、可能な限り早期の段階で、複数回にわたり実施することに努めています。意見聴取に当たっては、意見表出が困難なこどもに対しても、コミュニケーションツールの活用や合理的配慮等により、意向をくみ取る工夫をしています。聴取した意見・意向は、援助方針会議等の場で共有し、こどもの最善の利益を考慮して組織としての支援の方法や内容等を検討しています。

- 措置の決定等をした後、こども本人に対して速やかにその決定の内容と理由を丁寧に分かりやすく説明し、フィードバックを行っています。特に、こどもの意見・意向と反する意思決定を行う場合は説明を尽くすよう努めています。

(5) こどもの権利擁護に係る環境整備について

こどもの権利擁護に係る環境整備に当たっては、こども自身に対して自らの権利や権利擁護の仕組みについて丁寧に分かりやすく周知啓発を図ることが不可欠です。

特に、意見聴取やこどもの意見・意向の代弁に先んじて、その意見形成を支援することも重要であるため、措置をとる前から、こどもの権利ノートの配布等、分かりやすい権利学習機会を提供しています。

また、こどもが自分の意見を表明する上で使える手段（施設等における第三者委員の活用、意見箱の設置、その他こどもが意見を表明する上で利用しやすいよう工夫した手段）をこども自身に十分周知するよう努めています。

2 課題

(1) こどもの意見聴取等措置について

児童相談所や施設は、面談等でこどもから意見を聞く機会を設けていますが、こどものアンケート結果のとおり、「自分の意見を伝える機会がない」と回答しているこどもがいたため、措置児童に、こどもの権利擁護について理解を浸透させる必要があります。

(2) 意見表明等支援事業について

改正法において、意見表明等支援事業が創設され、その着実な実施に向けて必要な措置を実施することが都道府県の努力義務となりました。このため、意見表明等支援事業に関して、今後の導入に向け、効果的な運用を行うことが課題です。

(3) こどもの権利擁護に係る環境整備について

関係機関・関係者にこどもの権利や権利擁護の仕組みに関する周知啓発や理解醸成を図るため、社会的養護に関わる関係職員への研修等を実施することが今後の課題です。また、社会的養護経験者を含むこどもが児童虐待防止や社会的養護に関する施策検討に際して参画していく仕組み作りも必要です。

3 具体的な取組

(1) こどもの意見聴取等措置について

児童相談所で一時保護するこどもについては、定期的にアンケートを行います。また、施設等においては、現況調査やアンケートにより、こどもの権利擁護の視点に立った支援が行われているか確認します。特に「自らの意見を伝える機会がある」と全員が認識できるよう周知します。また、結果等を踏まえ、対応が必要な場合は、県児童福祉施設協議会と連携し権利擁護を推進します。

(2) 意見表明等支援事業について

令和7年度からの実施に向け取り組む予定です。

(3) こどもの権利擁護に係る環境整備について

- 「こどもの権利擁護スタートアップマニュアル」を踏まえ、こどもの申し立てに基づき、県社会福祉審議会で審議するなど具体的な環境整備を進めます。
- 県児童福祉施設協議会と連携し、各施設で把握したこどもからの意見や対応事例等を集約する仕組みを作り、効果的な対応方法や改善方法を各施設が共有することにより、こどもの権利擁護の推進を図ります。

4 整備目標及び評価指標

- 社会的養護に関わる関係職員及び子ども自身に対する周知のため、こどもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数、受講者等数を年度ごとに増やせるよう努めます。
- 意見表明等支援事業の利用可能なこどもの割合を令和9年度末には100%になるように、また、そのうち事業を利用したこどもの割合を令和11年度末現在で100%になるよう取り組みます。

[評価指標]

事項		現況値 (R6.3.31)	評価指標				
			R7年度末	R8年度末	R9年度末	R10年度末	R11年度末
社会的養護に関わる関係職員（児童相談所、一時保護施設、里親・ファミリーホーム、施設、里親支援センター、児童家庭支援センター、意見表明等支援事業の委託先団体等の職員）及び子ども自身に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数、受講者等数	実施回数	3回	3回	3回	4回	5回	6回
	受講者数	100人	100人	100人	120人	140人	150人
意見表明等支援事業の実施状況（利用可能なこどもの人数及び割合並びにそのうち事業を利用したこどもの割合、第三者への事業委託状況（子どもと利益相反のない独立性を担保しているか））	割合 (利用可能な子ども)	—	30%	50%	70%	90%	100%
	割合 (利用した子ども)	—	30%	50%	70%	90%	100%
	第三者への委託状況	—	有	有	有	有	有
措置児童等を対象としたこどもの権利擁護に関する取組に係ることも本人の認知度（知っているか）・利用度（利用したことがあるか、利用しやすいか）・満足度（利用してどうだったか）	認知度	—	100%	100%	100%	100%	100%
	利用度	—	100%	100%	100%	100%	100%
	満足度	—	100%	100%	100%	100%	100%
措置児童等を対象としたこどもの権利に関する理解度		—	100%	100%	100%	100%	100%
措置児童等を対象とした日頃から意見表明ができるこどもの割合及び意見表明に係る満足度	割合	—	—	50%	70%	90%	100%
	満足度	—	—	100%	100%	100%	100%
児童福祉審議会におけるこどもの権利擁護に関する専門部会又はその他のこどもの権利擁護機関の設置状況、当該専門部会又は権利擁護機関に対し子どもから意見の申し立てがあった件数	設置状況	無	有	有	有	有	有
	子どもからの意見申し立て件数	—	意見の申し立てに応じて適切に対応する。				
社会的養護施策策定の際の検討委員会への当事者である子ども（社会的養護経験者を含む。）の委員としての参画の有無や、措置児童等に対するヒアリングやアンケートの実施の有無	委員としての参画の有無	—	措置児童へのアンケートについては継続して実施し、意見聴取、意見表明等支援事業の状況により、社会的養護施策策定への当事者であるこどもの参画を検討する。				
	アンケート等の実施	有	有	有	有	有	有

第3章 市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた本県の取組

1 市町村の相談支援体制の整備に向けた本県の支援・取組

(1) 現状

ア こども家庭センターの普及、連携体制、人材育成について

- 改正法において、地域の相談支援体制の強化を図るため、こども家庭センターの設置が市町村の努力義務となりました。
- こども家庭センターは、従前の「子育て世代包括支援センター（母子保健機能）」と「市町村子ども家庭総合支援拠点（児童福祉機能）」が一体となって相談支援を行う機関であり、両機能のマネジメントを行う統括支援員の配置が要件の一つとなっています。
- こども家庭センターの設置状況は、県内13市町村で設置済みで、残りの市町村も設置に向けた準備を進めています。（令和6年4月1日現在）

イ ヤングケアラーに対する支援について

- 令和6年6月の改正により「子ども・若者育成支援推進法」において、ヤングケアラーが「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と定義され、関係機関等が各種支援に努めるべき対象として明記されました。
- 本県が令和4年度に行った調査では、小学6年生及び中学2年生の3.8%（約26人に1人）、高校2年生の3.2%（約31人に1人）が、世話をしている家族が「いる」と回答し、そのうち「ほぼ毎日」と回答したのは4～5割という結果となりました。また、令和5年度に関係機関向けに行った調査では、支援しているケース（家庭）の中でヤングケアラーと思われるこどもがいる（いた）ケースについて聞いたところ、「いる」が16.5%となりました。

(2) 課題

ア こども家庭センターの普及、連携体制、人材育成について

全市町村にこども家庭センターを設置することや、こども家庭センターと児童相談所間の連携体制の構築、統括支援員の資質向上やサポートプランの作成等を支援することが必要です。

イ ヤングケアラーに対する支援について

県が設置する県子ども・若者総合相談センターにおける、ヤングケアラーを主とする相談件数は、令和4年度が7件、令和5年度が23件であり、今後の更なる広報啓発が必要です。

(3) 具体的な取組

ア こども家庭センターの普及、連携体制、人材育成について

- こども家庭センター未設置の市町村に対して、利用者支援事業における「制度施行円滑導入経費」や「開設準備経費」の活用を促すなど積極的に支援します。
- 児童相談所の市町村支援児童福祉司を中心に、地域の実情に沿った連携体制構築を支援します。
- こども家庭センターの統括支援員に基礎研修や実務研修を実施し、サポートプラン作成や民間団体との連携で先駆的な取組を行っている自治体の情報を、市町村と共有するなど支援を充実させます。

イ ヤングケアラーに対する支援について

- 県子ども・若者総合相談センターを積極的に広報・啓発するとともに、市町村におけるヤングケアラー相談窓口の設置を推進します。
- 市町村における記名式等のヤングケアラー実態調査の実施を促し、ヤングケアラー本人やその家族等の支援に繋がります。
- ヤングケアラーに対する理解を深め、必要な支援に繋がるよう、教育、介護分野等、関係機関に対する研修等の実施を推進します。

(4) 整備目標及び評価指標

- こども家庭センターについては、令和8年度末までに全市町村への設置を目標とします。
- 未設置の市町村については、設置への課題や問題点について、市町村支援児童福祉司を中心に整理し、助言等を行います。また、連携体制、人材育成については統括支援員向けの研修等も利用し市町村を支援します。

[評価指標]

事項		現況値 (R6.3.31)	評価指標				
			R7年度末	R8年度末	R9年度末	R10年度末	R11年度末
こども家庭センターの設置数		13箇所	23/26	26/26	26/26	26/26	26/26
こども家庭福祉行政に携わる市町村職員に対する研修の実施回数、受講者数	実施回数	3回	3回	3回	3回	3回	3回
	受講者数	65人	各市町村母子保健担当及び児童福祉担当を対象とする。				
県と市町村との人材交流の実施状況		交流2人 研修2人 (R6.4時点)	児童相談所にて交流職員、研修職員の受け入れを行う。				
こども家庭センターにおけるサポートプランの策定状況		－	市町村支援児童福祉司が策定状況を把握し、必要に応じて技術的助言等を行う。				

2 市町村の家庭支援事業等の整備に向けた本県の支援・取組

(1) 現状

ア 市町村の家庭支援事業等の整備・充実について

- 市町村は、虐待等に至る前の予防的支援策として重要な役割を果たす家庭支援事業（子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、一時預かり事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び親子関係形成支援事業）を行っています。本県では、市町村が事業を円滑かつ効果的に実施できるよう、必要な支援を行っています。

〔表3 家庭支援事業の実施状況〕（令和6年度3月31日現在）

事業名	実施市町村数
子育て短期支援事業	16
養育支援訪問事業	10
一時預かり事業	19
子育て世帯訪問支援事業	4
児童育成支援拠点事業	1
親子関係形成支援事業	2

- 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）では、市町村によっては対象となる事由やこどもの年齢に制限があるほか、里親や児童養護施設等の社会資源が近傍にないという理由で、実施できない市町村もあり、県全体として実施にばらつきがあります。

イ 母子生活支援施設の体制整備・活用促進について

母子生活支援施設は、施設の老朽化等による支援ニーズの減少から平成30年度までに全ての施設が廃止となりましたが、県全体の必要性を踏まえて、令和6年5月に新たな施設が開設されました。

(2) 課題

ア 市町村の家庭支援事業等の整備・充実について

- 市町村の家庭支援事業をはじめとした支援について、必要な事業量の見込みや確保状況、利用促進等に向けた取組状況を把握した上で、県内における児童福祉施設等に関する情報提供等の支援を行うことが必要です。
- 地域間の子育て短期支援事業実施のばらつきを解消するため、市町村が積極的に里親に当事業を委託できるよう支援することが必要です。

イ 母子生活支援施設の体制整備・活用促進について

母子生活支援施設は、母子が分離せずに入所し、安心・安全な環境で支援を受けられる強みを活かし、親子分離を防ぐための予防的支援から措置解除後の親子関係再構築支援まで幅広い支援が可能な施設です。

このため、DV被害に限らず、虐待、ネグレクト、障がい、親子関係の問題、生活困窮、不安定な住環境等様々な生活上の困難を抱える母子に対する支援ができる社会資源として、市町村に対して幅広く周知するとともに、積極的な活用を促していく必要があります。

(3) 具体的な取組

ア 市町村の家庭支援事業等の整備・充実について

- 引き続き、市町村において、虐待等に至る前の予防的支援として重要な役割を果たす家庭支援事業が円滑かつ効果的に実施されるよう、必要な支援を行います。

特に子育て短期支援事業実施可能な児童養護施設等の社会資源が乏しい地域においては、今後、委託先となり得る里親・ファミリーホームの開拓を進めるとともに、市町村へ里親名簿等を提供します。

- 各市町村子ども・子育て支援基本計画に基づく、必要な事業量の見込みを踏まえた上で、積極的に家庭支援事業の実施を促し、事業の拡充を目指します。

イ 母子生活支援施設の体制整備・活用促進について

市町村への説明会や、県ホームページ等を通じた広報啓発活動、各種研修の場を活用した周知活動等を行い、施設の積極的な活用を促します。

(4) 整備目標及び評価指標

市町村における子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム等を拡充します。

[評価指標]

事項	現況値 (R6.3.31)	評価指標				
		R7年度末	R8年度末	R9年度末	R10年度末	R11年度末
市町村子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策の達成率	100%	市町村において活用可能な社会資源を踏まえた上で100%を基準とする。				
市町村における子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム、児童家庭支援センター数	14箇所	36箇所	41箇所	47箇所	52箇所	58箇所

3 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組

(1) 現状

県内2箇所（県央・県南）に児童家庭支援センターを設置しています。

(2) 課題及び具体的な取組

- 県内全域の児童、家庭の福祉の向上を図るため、県内3箇所以上の児童家庭支援センターの設置を検討します。
- 児童家庭支援センターが、こども家庭センターに対する専門的な助言・援助を行うことや、市町村から委託を受けて家庭支援事業を実施すること、児童相談所から在宅指導措置委託を積極的に受けることなどにより、地域支援を十分に行えるよう、関係機関に働きかけます。

(3) 整備目標及び評価指標

- 県内全域に支援が行き届くよう令和9年度までに3箇所以上の児童家庭支援センター設置に向けて取り組みます。
- 児童家庭支援センターが家庭支援事業を受託できるよう市町村と連携を図ります。

[評価指標]

事項		現況値 (R6.3.31)	評価指標				
			R7年度末	R8年度末	R9年度末	R10年度末	R11年度末
児童家庭支援センターの設置数		2箇所	2箇所	2箇所	3箇所	3箇所	3箇所
児童相談所からの在宅指導 措置委託件数と割合	委託件数	4件	29件	31件	33件	35件	40件
	割合 (分母：指導措置委託全件数)	19%	62%	63%	65%	66%	69%
市町村から家庭支援事業を委託されている 児童家庭支援センター数		2箇所	2箇所	2箇所	3箇所	3箇所	3箇所

第4章 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

1 現状

- 全国の特妊婦数は、令和2年4月現在で8,327人であり、本県では、令和5年3月現在で122人です。県内では、過去に、特妊婦が乳幼児を遺棄致死した事案も発生しており、家庭生活に困難を抱える特妊婦に対する支援の強化が必要です。
- 現在、県内に助産施設は6か所（1か所は休止中）ありますが、その利用状況は減少傾向となっています。
- 各市町村は、出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を目的として、産後ケア事業を実施しています。

2 課題

- 子育て世帯訪問支援事業をはじめとする家庭支援事業による支援のほか、妊産婦等生活援助事業により、支援の入口から、妊産婦等との関係を築きながら、ニーズに応じた支援が必要です。
- 必要があるにも関わらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を受け入れる「助産施設」の周知を図ることが重要です。

3 具体的な取組

- 今後、国の実施要綱及びガイドライン等を踏まえ、妊産婦等生活援助事業の整備が進められるよう、母子生活支援施設や乳児院の活用を検討します。
- 県内どこにいても助産施設を利用できるよう体制整備を検討します。特妊婦等に制度が周知されていることが重要であることから、県のホームページやSNS、子育て関連イベント等を活用して制度の周知を図ります。
- 人材育成の観点から、特妊婦等への支援に関係する職員（保健師等）に対する研修を継続します。

4 整備目標及び評価指標

- 家庭生活に困難を抱える特妊婦等に対する支援の強化を図るため、今後、妊産婦等生活援助事業を県内1箇所以上で実施できるよう体制整備を進めます。
- 特妊婦等への支援に関係する職員等に対する研修は、継続して取り組みます。

[評価指標]

事項		現況値 (R6.3.31)	評価指標				
			R7年度末	R8年度末	R9年度末	R10年度末	R11年度末
妊産婦等生活援助事業の実施事業所数		0箇所	0箇所	0箇所	1箇所	1箇所	1箇所
助産施設の設置数		6箇所	現状維持（6箇所）				
特定妊婦等への支援に関係する職員等 に対する研修の実施回数、受講者数 （保健師対象）	実施回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回
	受講者数	74人	対象となる県・市等の保健師（38人程度）				

第5章 各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み

- 策定要領に基づき、保護者のないこども又は保護者に監護させることが不適當であると認められるこどもであって、里親・ファミリーホームに委託し、又は児童養護施設等に入所させて養育することが必要である者の数（以下、「代替養育必要こども数」という。）を、予防的支援による家庭維持の見込数等を踏まえ下表のとおり算出しました。
- 今後、人口減に伴い代替養育必要こども数は減少の見込みです。

〔表5－1 各年度における代替養育必要こども数（見込み）〕

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
代替養育必要こども数	386	378	370	361	353
3歳未満	25	24	24	22	22
3歳以上の就学前	71	69	68	67	65
学童期以降	290	285	278	272	266

【参考：算定過程】

里親やファミリーホームへの委託の推進や、施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組を検討するため、数値目標の基礎となる「代替養育必要こども数」の見込みについて算出します。

1 代替養育必要こども数のベース値算定（児童人口に基づく推計）

数値目標を定めるに当たり、本県の代替養育必要こども数の今後の推移について、推計する必要があります。

将来の代替養育必要こども数については、次の考え方で算出します。

$$\text{代替養育必要こども数} = \text{こどもの人口} \times \text{代替養育必要こども数の割合}$$

〔表 5－2 過去 5 年間のこどもの人口の推移と代替養育必要こども数及びその割合〕

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
こどもの人口 (18歳未満)	173,441	171,086	168,466	165,661	162,921
代替養育必要こども数	445	433	431	418	414
乳児院・児童養護施設計	390	387	385	377	367
乳児院	29	28	26	30	23
児童養護施設	361	359	359	347	344
里親・ファミリーホーム	55	46	46	41	47
こどもの人口（18歳未満）に対する代替養育必要こども数の割合	0.257%	0.253%	0.256%	0.252%	0.254%
	0.254%（過去 5 年間平均）				

※ 代替養育必要こども数：施設（乳児院・児童養護施設）入所措置したこども数及び里親・ファミリーホームに委託したこども数（福祉行政報告例 50 表、57 表による。）

令和元年度から令和 5 年度までのこどもの人口（18 歳未満）に対する代替養育必要こども数の割合の平均は 0.254%です。

〔表 5－3 こどもの人口の推計（18 歳未満）〕

	R6年度	R7年度 (国推計)	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度 (国推計)
こどもの人口	158,176	153,430	150,322	147,214	144,106	140,998	137,891
3 歳未満	21,573	21,353	21,076	20,798	20,520	20,242	19,965
3 歳以上の就学前	31,467	29,966	27,760	25,554	23,348	21,142	27,760
学童期以降	105,137	102,111	101,486	100,862	100,238	99,614	90,166

※ 1 こどもの人口は、国立社会保障・人口問題研究所の『日本の地域別将来推計人口（令和 5 年 12 月推計）』令和 7 年度及び令和 12 年度の推計値をもとに推計した。

※ 2 端数調整のため、こどもの人口は、各区分を合計した額に一致しないことがある。

表 5－2 及び表 5－3 をもとに、本県の代替養育必要こども数を算出すると表 5－4 のとおりとなります。

〔表 5－4 代替養育必要こども数（こども人口に基づく推計）〕

	R 7 年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
代替養育必要こども数	390	382	374	366	358
3 歳未満	27	26	26	25	25
3 歳以上の就学前	72	70	69	68	66
学童期以降	291	286	279	273	267

※ 1 「3 歳未満」、「3 歳以上の就学前」及び「学童期以降」のこども数は、令和 6 年 3 月 31 日現在の代替養育を必要とするこども 414 人に占める各区分の割合（「3 歳未満」が 7.00%、「3 歳以上の就学前」が 18.60%、「学童期以降」が 74.40%）をもとに算出している。

※ 2 端数調整のため、こどもの人口は、各区分を合計した額に一致しないことがある。

2 潜在的需要を踏まえた代替養育必要こども数の増減数推計

本県の代替養育必要こども数は、策定要領における潜在的需要の算出に有効と考えられるデータのうち、以下の項目を、代替養育が必要なこども数の見込みに反映させて算定します。

- 親子関係再構築に向けた取組の推進等による養子縁組の成立によって代替養育から解除するケース数の過去5年間の状況及び伸び率
- 市町村こども・子育て支援事業計画の社会的養護に関する事業の量の見込み等のデータ

(1) 親子関係再構築に向けた取組の推進等による養子縁組の成立によって代替養育から解除するケース数の過去5年間の状況及び伸び率に基づく推計

代替養育を必要とするこどもが養子縁組をした場合には、代替養育必要こども数から除かれることになります。そのため、養子縁組成立による影響を見込む必要があります。

[表5-5 養子縁組成立件数]

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	合計	平均
普通養子縁組	0	1	1	1	0	3	0.6
特別養子縁組	1	0	2	3	1	7	1.4
合 計	1	1	3	4	1	10	2.0

令和元年度から令和5年度の5年間では平均2.0件の成立状況になっております。

国においては、現在、毎年500件から600件ほどで推移している特別養子縁組成立件数を概ね5年以内に約2倍に当たる年間1,000人以上とすることを目指しています。

上記を踏まえ、特別養子縁組成立件数の増加件数は表5-6のとおりです。

[表5-6 特別養子縁組成立件数の増加件数（推計）]

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
特別養子縁組成立数	3	3	3	4	4
増加件数※	1	1	1	2	2

※ 増加件数は、過去5年間の養子縁組成立件数（平均2.0件）に対する増加件数

(2) 市町村こども・子育て支援事業計画の社会的養護に関する事業の量の見込み等のデータに基づく推計

市町村が実施する家庭支援事業が児童虐待予防につながり、結果、こどもと実親とを分離させることを未然に防ぐことが期待できることから、表5－7のとおり、過去4年間の家庭支援事業の実績から今後の見込みを算定するとともに、代替養育が必要なこども数の減少について、ハインリッヒの法則を適用して算定しました。

※ 「ハインリッヒの法則」とは、1件の重大事故の背後には、重大事故に至らなかった29件の軽微な事故が隠れており、さらにその背後には事故寸前だった300件の異常、いわゆるヒヤリハット（ヒヤリとしたりハッとしたりする危険な状態）が隠れているというものです。

「重大事故」を「代替養育を必要とする重篤な児童虐待等」と捉え、300件の不安定な状況を本事業で解消することで、潜在的な重大事故（児童虐待）を未然に防いでいるものと仮定します。

[表5－7 家庭支援事業の実績及び今後の見込み（推計）]

事業名	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	平均	今後の見込み (R7～R11)
子育て短期支援事業 ※利用児童数実績（延べ日数）	380	387	397	395	390	390 (1人予防/年)
養育支援訪問事業 ※訪問件数実績（件）	881	867	969	769	872	872 (2人予防/年)

以上から、令和7年度から令和11年度の間、年間3人の児童虐待を未然に防ぐことができるものとし、結果、代替養育が必要なこども数の減少数を年間3人とします。

3 前述を踏まえた代替養育が必要なこども数算定

本県の代替養育必要こども数は、「1 代替養育が必要なこども数のベース値算定（児童人口に基づく推計）」に「2 潜在的需要を踏まえた代替養育が必要なこども数の増減数推計」で算出したこども数を増減したこども数となり、表5－8のとおりとなります。

※ 特別養子縁組成立件数の見込み分は、「3歳未満」の区分から減じ、家庭支援事業量の見込み分の数値は、それぞれの区分から1人減じている。

[表5－8 代替養育必要こども数の推計]

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
代替養育必要こども数	386	378	370	361	353
3歳未満	25	24	24	22	22
3歳以上の就学前	71	69	68	67	65
学童期以降	290	285	278	272	266

第6章 一時保護改革に向けた取組

【一時保護の形態について】

一時保護は、各児童相談所（中央・都城・延岡）に付設している一時保護施設における一時保護と、施設等への委託による一時保護があります。

1 現状

(1) 一時保護施設における一時保護について

- 現在、一時保護施設の定員数は、中央児童相談所が15人、都城児童相談所が9人、延岡児童相談所が9人の計33人です。
- 一日当たりの一時保護人員は、令和5年度の平均が34.6人、保護期間は一人あたりの平均が33.6日で、平均保護期間については長期化傾向となっています。
- こどもの処遇上やプライバシー保護の観点から、きょうだい児を同時に保護する場合や、やむを得ない場合を除いて、原則として一つの居室を一人で利用する運用を行っています。

(2) 委託による一時保護について

里親、ファミリーホーム、児童養護施設、乳児院等に委託しており、令和5年度実績で230人となっています。そのうち、里親に委託一時保護したこどもは27人で、14世帯に委託しました。

(3) 一時保護の体制整備について

虐待を理由として一時保護したこどもは、安全確保のため原籍校に通学できないことが多く、そうしたこどもの学習環境を整備するために、一時保護施設に学習指導員を配置しています。

(4) 一時保護におけるこどもの最善の利益について

- 一時保護したこどもに対しては、保護開始時に一時保護中に制限される内容等について口頭で説明します。その際、こどもの年齢に合わせた説明資料も使い、理解が促されるよう配慮をしています。
- 一時保護したこどもに定期的にアンケートを行い、権利擁護に関する取り組みを推進しています。
- 令和6年度から、中央児相相談所、都城児童相談所、延岡児童相談所の順に、一時保護施設の第三者評価を導入しています。

2 課題

(1) 一時保護施設における一時保護について

- 一時保護施設は、代替養育の場という性格を有することから、できる限り良好で家庭的な環境により、個別的な対応ができるようにすることが求められています。このため、児童虐待対応等のセーフティネットとしての機能と、できる限り小規模で家庭的な環境でこどもが生活できることとのバランスを取りながら、定員について検討する必要があります。
- 原則として、きょうだい児以外は、居室を一人で利用させる運用を行っていますが、こどもの数が居室数を上回る場合には、年齢やこども同士の関係性に配慮した上で複数のこどもを同じ居室で利用させている現状があり、こどものプライバシーの保護等が課題です。
- 一時保護したこどもの学習の保障については、教員免許を持った学習指導員を配置し、こどもの原籍校とも連携し学習への配慮がなされていますが、原籍校への通学は安全保障の観点や送迎職員の確保の課題から困難な状況です。

(2) 委託による一時保護について

- 一時保護児童が、可能な限り個室でプライバシーが守られるよう、十分な委託先の確保が必要です。
- 里親等への委託一時保護は、家庭における養育環境と同様の養育環境を確保し、こどもの様々な事情や態様に応じた個別ケアを推進する観点から、まずは乳幼児をはじめとした委託一時保護が可能な里親・ファミリーホームの確保が必要です。これに加え、一時保護専用施設等の確保も必要です。
- 一時保護児童数については減少傾向にありますが、こども一人あたりの保護期間は長期化傾向にあるため、可能な限り家庭復帰もしくは里親、施設措置等への決定を速やかに行い、より家庭的な環境での生活へ移行していくことが必要です。
- 一時保護したこどもの学習の保障について、原籍校への通学は安全保障の観点や送迎職員の確保の課題から困難な状況です。また、学習指導員の配置など個別的な配慮が行き届かないことも課題です。

(3) 一時保護の体制整備について

- 安全が確保されると認められるこどもは一時保護施設や委託先から通学できるようにすることが望まれます。
- 令和11年度当初までに、宮崎市児童相談所及び一時保護施設が開所される予定であるため、今後、一時保護が必要なこども数を見据えて、定員数の設定等について、宮崎市と連携して整備を進める必要があります。

(4) 一時保護におけるこどもの最善の利益について

- 一時保護施設に入所するこどもへの権利擁護に関する説明を徹底する必要があります。
- 一時保護施設を退所するこどもの一時保護施設に対する意見や評価を把握し、運営改善に繋げていく必要があります。
- 県社会福祉審議会において、こどもの意見表明への対応を検討する必要があります。

3 具体的な取組

(1) 一時保護施設における一時保護について

一時保護施設の個室整備を進めるなど、環境改善を図ります。また、きょうだい児等特別な事情があるものを除き、原則として個室での対応を行い、今後、できる限り学籍を変更せずにそのまま原籍校に通学ができるよう、県内全域に里親等の確保に努めます。

(2) 委託による一時保護について

- 十分な委託先を確保するため、里親支援センターと連携して、里親制度の普及促進を図るとともに、新たにファミリーホームの設置を検討する里親や事業所に対して、ファミリーホーム運営に関する情報提供を行うなど、設置を促進します。
- こども一人あたりの保護期間が長期化傾向にあるため、可能な限り措置等の決定を速やかに行います。

(3) 一時保護の体制整備について

- 安全が確保されると認められるこどもについては、一時保護施設や委託先からの通学が可能となるような方策を検討します。
- 宮崎市の一時保護施設の開設に向けて、定員数の設定等の体制整備について、宮崎市と連携して取組を進めます。

(4) 一時保護におけるこどもの最善の利益について

- 児童相談所の職員が、一時保護ガイドラインの内容を理解するとともに、こどもの権利擁護に配慮した適切な対応を行います。
- 一時保護したこどもに対して、定期的なアンケートを行い、権利擁護の推進を図ります。
- 意見表明等支援事業等により、こどもから意見が挙がった際は、県社会福祉審議会で審議するなど、対応について検討します。

4 整備目標及び評価指標

- 里親への委託一時保護を増やすことに加え、一時保護専用施設の確保に努めます。
- 権利擁護を含めこどもへの質の高い支援を行うため、一時保護施設職員向けの研修を行います。
- 一時保護施設の平均入所日数は、安全確保の観点、学習権保障、今後の措置に係るアセスメント期間等を踏まえて可能な限り短くなるよう考慮します。

[評価指標]

事項		現況値 (R6.3.31)	評価指標				
			R7年度末	R8年度末	R9年度末	R10年度末	R11年度末
一時保護施設の定員数		33人	現状維持（33人）				
一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童福祉施設等の確保数	一時保護専用施設	0箇所	1箇所	1箇所	2箇所	2箇所	3箇所
	委託一時保護が可能な里親等の確保数	29箇所	31箇所	33箇所	35箇所	37箇所	39箇所
一時保護施設職員に対する研修の実施回数、受講者数	実施回数	1回	2回	3回	4回	5回	6回
	受講者数	1人	2人	3人	4人	5人	6人
第三者評価を実施している一時保護施設数・割合（分母：管内の全一時保護施設数）	一時保護施設数	1箇所 (R7.3.31)	2箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所
	割合	1/3	2/3	3/3	3/3	3/3	3/3
一時保護施設の平均入所日数		28.8日	29日	29日	28日	28日	28日
一時保護施設の平均入所率		34.8%	現状維持（40%程度）				

第7章 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

1 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組

- 支援を必要とする家庭等に対しては、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを徹底し、継続していく必要があります。
- その上で、これらの代替養育の開始の時点から、児童相談所が中心となり、こどもの意向や状況等を踏まえながら、こどもを心身ともに安全かつ健全に養育できるよう家庭に対する支援を最大限に行って家庭復帰を目指すとともに、家庭復帰が困難な場合には、親族等による養育や特別養子縁組を検討する必要があります。
- 児童相談所においては、こうしたケースマネジメントを実施するための体制を整えることが必要です。

(1) 現状

国の「児童相談所運営指針」に基づき、各児童相談所に里親養育支援児童福祉司を1名配置し、家庭養育優先原則に基づくケースマネジメントを行い、里親等委託推進に係る業務に着実に従事できるよう体制を整備しています。

(2) 課題及び具体的な取組

- 家庭養育優先原則に基づく適切なケースマネジメントを行うために担当係を配置し、組織的に里親等委託推進に係る業務に着実に従事できるよう体制を整備することが必要です。このため、各児童相談所に、担当の係、又は専門チームを配置することを検討します。
- 家庭復帰が難しい場合の親族等養育、特別養子縁組の検討等、早期のパーマネンシー保障に必要な判断・支援を着実にを行い、長期措置を防ぐためのケースマネジメントを行うためには、児童相談所における専門チームや担当係の配置等の体制整備が必要です。
- これまで福祉業務経験のない職員が業務にあたる事もあり、ケースマネジメントの質的な担保をどのように行うかが課題であるため、担当児童福祉司の援助、支援スキルの構築のため、研修への積極的な参加を組織として促進します。

(3) 整備目標及び評価指標

- 適切なケースワークや進行管理を行うとともに、家庭復帰を含めた親子関係の再構築支援に積極的に取り組むことにより、里親・ファミリーホームや施設（乳児院・児童養護施設）の措置期間を、できるだけ短期間とします。

- こどもの家庭復帰が難しい場合の親族等養育、特別養子縁組の検討等、早期のパーマネンシー保障に必要な判断・支援を着実に行って長期措置を防ぎます。また、児童相談所における専門チームや担当係の配置等の体制整備については、里親養育支援児童福祉司の配置状況、業務負担等を勘案し整備を検討します。

[評価指標]

事項	現況値 (R6.3.31)	評価指標				
		R7年度末	R8年度末	R9年度末	R10年度末	R11年度末
里親・ファミリーホームや施設（乳児院・児童養護施設）の平均措置期間	4年11ヶ月	4年6ヶ月	4年1ヶ月	3年8ヶ月	3年4ヶ月	3年0ヶ月
こどもの家庭復帰が難しい場合の親族等養育、特別養子縁組の検討など、早期のパーマネンシー保障に必要な判断・支援を着実に行って長期措置を防ぐための児童相談所における専門チームや担当係の配置などの体制整備の状況（検討状況を含む。）	—	里親養育支援児童福祉司の配置状況、業務負担等を勘案し整備を検討する。				

2 親子関係再構築に向けた取組

- 親子関係再構築支援は、家庭から分離して生活しているこどもと、その親のみを対象として家庭復帰だけを目的とするのではなく、こどもの最善の利益の実現を目的とし、こどもの援助指針の一環として、こども、親、家族、親族、地域等に対して行う総合的な支援です。
- 国の「親子関係再構築のための支援体制強化に関するガイドライン」を踏まえ、児童相談所の支援のほか、各市町村や関係機関（里親・ファミリーホームや施設、児童家庭支援センター、医師等）が、こどもの意見・意向を丁寧に把握・尊重しながら、支援が行える体制を構築します。

(1) 現状及び課題

ア 児童相談所における体制強化について

児童相談所職員や関係機関職員のスキルアップを図るため、親子再統合のプログラムなど親への相談支援に関する研修を行っています。

イ 民間団体との協働による支援の充実について

支援の選択肢の増加や児童相談所だけでは難しい専門的な支援等の観点から、保護者支援プログラム実施団体等との協働が必要です。

ウ 市町村における支援体制の強化と連携等について

親自身やこども自身の課題やニーズに対する支援や生活基盤を整える支援に関する資源を多く持っている市町村が親子関係再構築支援の意義を理解し、児童相談所と連携して支援を実践していくことが必要です。

エ 里親・ファミリーホーム・施設との協働による支援について

分離中の親子を対象とした親子関係再構築支援においては、こどもの状況や親の面会状況等について、里親・ファミリーホーム・施設からもしっかりと情報収集等を行うなど、協働しながら親子関係再構築支援を行っています。

(2) 具体的な取組

ア 児童相談所における体制強化について

各児童相談所に親子関係再構築支援員の配置を予定しています。

イ 民間団体との協働による支援の充実について

民間の実施団体等を把握し、協働について検討します。

ウ 市町村における支援体制の強化と連携等について

市町村の家庭支援事業等による支援の提供を通して切れ目のない親子関係再構築支援が行われるよう、児童相談所が親子の課題やニーズについて、こども家庭センターと適切に共有し、サポートプランの策定に反映させます。

エ 里親・ファミリーホーム・施設との協働による支援について

施設の家庭支援専門相談員等と協働し、親子関係再構築支援を継続していきます。

(3) 整備目標及び評価指標

- 今後、親子再統合支援事業による各種支援の実施件数を、段階的に増やします。
- 親子関係再構築支援の専任職員の配置や専門チームの設置等の支援体制について、各児童相談所において整備します。

[評価指標]

事項		現況値 (R6.3.31)	評価指標				
			R7年度末	R8年度末	R9年度末	R10年度末	R11年度末
親子再統合支援事業（親子関係再構築支援事業）による各種支援の実施件数（※複数あるメニューを拡充）		2/5件	2/5件	2/5件	2/5件	3/5件	3/5件
親子関係再構築支援の専任職員の配置や専門チームの設置等の支援体制の整備状況		0	3	3	3	3	3
親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数、受講者数	実施回数	6回	6回	6回	6回	6回	6回
	受講者数	200人	200人	200人	200人	200人	200人
児童心理司を中心とした保護者支援プログラム等に関する研修の実施回数やライセンス取得数（受講者数）	実施回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回
	ライセンス取得数（受講者数）	50件	50件	50件	50件	50件	50件
民間団体等への委託による保護者支援プログラム等の実施件数		－	今後検討を行う。				

3 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

(1) 現状及び課題

ア 特別養子縁組等に向けた具体的なケースマネジメントの在り方等について

- 平成 28 年改正児童福祉法において、特別養子縁組、普通養子縁組に関する相談・支援が児童相談所の業務として位置付けられました。

このため、代替養育の開始の時点から、児童相談所が中心となり、こどもを心身ともに安全かつ健全に養育できるよう家庭に対する支援を最大限に行って家庭復帰を目指すとともに、それが困難な場合には、親族等による養育や特別養子縁組を検討することとされています。

〔表 5－5 養子縁組成立件数〕（再掲）

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	合計	平均
普通養子縁組	0	1	1	1	0	3	0.6
特別養子縁組	1	0	2	3	1	7	1.4
合 計	1	1	3	4	1	10	2.0

- 家庭復帰が困難なケースに係るパーマネンシー保障の観点から、児童相談所長による特別養子適格の確認の申立等について積極的に検討することとされています。特に、親が行方不明、又は長期間にわたり親との交流がない乳幼児については、特別養子縁組について積極的に検討を行う必要があります。

イ 民間あっせん機関等との連携について

県内には、民間の特別養子縁組のあっせん機関はありませんが、他県の民間あっせん機関を利用した特別養子縁組を行う世帯がある場合は、児童相談所が民間あっせん機関と連携して支援を行っています。

ウ 縁組成立後の支援について

- 「児童相談所運営指針」に沿って、縁組成立後少なくとも半年間は、児童福祉司指導等による援助を継続するとともに、それ以後も必要な状況把握や情報提供、助言その他の援助を行っています。
- 里親等委託の推進により、養子縁組の成立件数が増えることが考えられるため、里親支援センター等関係機関との重層的な縁組成立後の支援が必要です。

エ 広報の展開等について

- フォスティング機関と連携して、養子縁組里親のリクルートを行っています。

- 特別養子縁組を希望する夫婦に重点を置いた、養子縁組里親のリクルート、啓発等も必要です。

(2) 具体的な取組

ア 特別養子縁組等に向けた具体的なケースマネジメントの在り方等について

- 以下に該当するこども数を把握した上で、実際の縁組には、実親との関係がこどもにとってどのような意味を持つのかという点を含め、こどもの最善の利益を考慮した十分なアセスメントとマッチング等を行います。
 - ・ 遺児または養育を望めず、ほかに養育できる親族等がないこども
 - ・ 新生児・乳幼児で長期的に実親の養育が望めないこども
 - ・ 長期間にわたり実親との交流がないこども
 - ・ 虐待等の理由で親子分離され、その後の経過からみて家族再統合が極めて困難と判断されたこども

この際、早期に安定的な環境を構築することが重要であることから、特別養子縁組が必要と判断されるこどもについては、できる限り早い段階での養子縁組の成立が望ましいことを念頭に置いて取り組みます。

- 予期せぬ妊娠等により、保護者による養育が困難と思われる生後間もない乳児について、特別養子縁組を見据えた里親委託を進める体制づくりについて検討します。

イ 民間あっせん機関等との連携について

児童相談所において適切な養子縁組里親が見つからない場合は、こどもの最善の利益を踏まえた上で、選択肢として他県の民間あっせん機関等に協力を打診することを検討します。

また、他県の民間あっせん機関等からの協力の依頼を受けた場合は、候補となる養子縁組里親の検討を行うなど協力することも検討します。

ウ 縁組成立後の支援について

縁組成立後も支援の連続性が確保されるよう里親支援センター等の関係機関と連携して支援を行います。

エ 広報の展開等について

- 里親支援センター等と連携して、特別養子縁組を希望する夫婦に重点を置いた、養子縁組里親のリクルート、啓発等を行います。
- 児童相談所や里親支援機関を対象とした特別養子縁組に関する研修等を充実させます。

(3) 整備目標及び評価指標

養子縁組里親のリクルート、乳幼児の里親委託を推進し、令和11年度には8件以上の特別養子縁組が成立するよう、関係機関との連携体制や、児童相談所職員の研修体制の整備に努めます。

[評価指標]

事項	現況値 (R6.3.31)	評価指標				
		R7年度末	R8年度末	R9年度末	R10年度末	R11年度末
児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数	1件	4件	6件	6件	8件	8件
民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数	0件	必要に応じて対応				
親との交流の途絶えたケース、親の行方不明、特別養子縁組不同意ケース等に係る児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立件数	2件	3件	5件	5件	7件	7件
里親支援センターやフォスタリング機関（児童相談所を含む）、乳児院、民間団体等による特別養子縁組等の相談支援件数	4件	16件	24件	24件	32件	32件
特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数	0人	里親養育支援児童福祉職員全員を対象とする。				
民間あっせん機関に対する支援、連携の有無	無	県内の民間あっせん機関が無いため、状況に応じて連携する。				

第8章 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

1 里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込み等

(1) 家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づく支援

- 市町村の家庭支援事業等を通じた予防的支援により、家庭維持に努めます。
- 代替養育を必要とするこどもに対しては、実親に「こどもを取られてしまう」というような不安を抱かせないための丁寧な説明や委託後の交流確保等を通じ、里親等委託に対する実親の理解を醸成します。
- その上で、まずは親族里親、養子縁組里親、養育里親若しくは専門里親又はファミリーホームの中から、こどもの意向や状況等を踏まえつつ、こどもにとって最良の養育先とする観点から代替養育先を検討します。

(2) 里親等委託が必要なこども数の見込み等について

ア 現状

(7) 里親等委託率

[表8-1 里親等委託率]

(単位：人)

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
① 里親委託こども数	45	36	34	30	35
② ファミリーホーム委託こども数	10	10	12	13	13
③ 乳児院入所こども数	29	28	26	30	23
④ 児童養護施設入所こども数	361	359	359	350	347
⑤ 小計 (①+②+③+④)	445	433	431	423	418
里親等委託率 ((①+②) / ⑤)	12.4%	10.6%	10.7%	10.2%	11.5%
(参考) 全国の状況	21.5%	22.8%	23.5%	24.3%	—

[表8-2 里親種別]

種別	内容
養育里親	家庭で生活できないこどもを一定期間、自分の家庭に迎え入れて養育する里親
専門里親	養育里親のうち、虐待や非行、障がいなどの理由により専門的な援助を必要とするこどもを養育する里親
親族里親	両親や保護者など養育する者の死亡や行方不明等により、民法に定める扶養義務者及びその配偶者である親族がそのこどもを養育する里親
養子縁組里親	養子縁組によって、こどもの養親となることを前提に家庭で生活できないこどもを養育する里親

(イ) 登録里親数等と子どもを委託している里親

[表 8-3 登録里親数と子どもを委託している里親]

(単位：里親は世帯数・子どもは人数)

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	合計
① 登録里親	131	135	138	139	148	691
② 委託里親	39	34	31	27	31	162
受託率 (②/①)	29.8%	25.2%	22.5%	19.4%	20.9%	23.4%
③ 委託子ども	45	36	34	30	35	180
委託子どもに対する委託里親の割合 (②/③)	86.7%	94.4%	91.2%	90.0%	88.6%	90.0%
④ 養育里親	126	131	135	135	147	674
⑤ 委託里親	34	31	29	25	27	146
受託率 (⑤/④)	27.0%	23.7%	21.5%	18.5%	18.4%	21.7%
専門里親	13	10	10	10	9	52
委託里親	0	0	0	0	0	0
⑥ 親族里親	5	3	2	2	1	13
⑦ 委託里親	5	3	2	1	1	12
受託率 (⑦/⑥)	100.0%	100.0%	100.0%	50.0%	100.0%	92.3%
⑧ 養子縁組里親	51	61	67	76	85	340
⑨ 委託里親	1	1	2	1	3	8
受託率 (⑨/⑧)	2.0%	1.6%	3.0%	1.3%	3.5%	2.4%

※ 福祉行政報告例第 56 表による。

※ 複数に重複している里親もいるため、種別ごとの里親の合計は登録里親と一致しない。

(ウ) 新規里親委託子ども数

[表 8-4 新規里親委託子ども数]

(単位：人)

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
新規里親委託子ども数	9	7	7	4	11

※福祉行政報告例第 57 表による。

- 増加した理由として、乳幼児の委託が多かったことなどが挙げられます。今後、更に里親と子どもとのマッチングを効果的に進めるためには、安定的に里親委託ができるよう里親を増やすことに加え、里親の養育力の向上を図る必要があります。

イ 今後の見込み

(7) 里親等委託が必要なこども数の算出方法

- 策定要領の算式に基づき算出しました。

$$\text{里親等委託が必要なこども数} = \text{代替養育必要こども数（年齢区分別）} \times \text{里親等委託が必要なこどもの割合}$$

- 里親等委託が必要なこども数の算出には、令和6年3月31日現在で乳児院及び児童養護施設に入所している全てのこどもを対象としました。

(4) 代替養育必要こども数と里親等委託が必要なこどもの割合

[表 8-5 代替養育必要こども数と里親等委託が必要なこども数の割合]
(令和6年3月31日現在)

	3歳未満	3歳以上の就学前	学童期以降	計
① 代替養育必要こども数	29	77	312	418
乳児院	21	2	0	23
児童養護施設	3	65	279	347
里親・ファミリーホーム	5	10	33	48
② 里親等委託しているこども数	5	10	33	48
③ 里親等への委託の方針が援助方針に記載済みで、 里親等委託が必要なこども	6	2	0	8
④ ③以外で里親等委託の必要性のあるこども	5	16	0	21
⑤ 里親等委託が必要なこども数 (②+③+④)	16	28	33	77
里親等委託が必要なこども数の割合 (⑤／①)	55.2%	36.4%	10.6%	18.4%
	約41%			

※一時保護中のこどもについては、家庭復帰も考えられるため、里親等委託が必要なこどもの対象としません。

(7) 里親等委託が必要なこども数

a 乳幼児期（「3歳未満」及び「3歳以上の就学前」）

算式の考え方のとおりとします。

b 学童期以降

計画の期間が令和 11 年度までであることを考慮すると、学童期のこどもの里親等委託率の目標値については、今後 5 年間の取組による乳幼児期のこどもの里親等委託率の伸びを考慮する必要があります。

そのため、以下のとおり算出します。

- 令和 6 年 3 月 31 日現在の代替養育必要こども数の各区分別の数が令和 11 年度まで同じと仮定します。
- 令和 6 年 3 月 31 日現在で代替養育を受けている学童期以降のこどもの代替養育の開始時期の状況については、表 8－6 に示すとおりです。

[表 8－6 代替養育を受けている学童期以降のこどもの代替養育の開始時期の状況]

	乳幼児期から	学童期から	計
里親等委託	20	13	33
児童養護施設措置	121	158	279
合計	141	171	312

- 今後の里親等委託の推進により、算式で算出した乳幼児期の里親等委託率約 41%を達成したと仮定すると、表 8－6 の乳幼児期から代替養育を受けているこども 141 人の約 41%に当たる 58 人を里親等に委託するということになり、58 人から里親等委託している 20 人を除く 38 人が施設入所から里親等委託に転じることになります。
- 令和 6 年 3 月 31 日現在で施設入所している学童期以降に施設に措置したこども数をもとに、今後、里親等委託の必要性があるこども数を算定した結果、37 人でした。
- 以上を踏まえると、学童期以降のこどもの状況については、表 8－7 のとおりとなります。

**[表 8－7 代替養育必要こども数及び里親等委託が必要なこども数・割合]
(学童期以降)**

	学童期以降
① 代替養育必要こども数	312
② 里親等委託しているこども数	33
③ 施設に乳幼児期から措置しているこどものうち今後の里親等委託の推進によりに転じると思われるこども数	38
④ 施設に学童期以降に措置しているこどものうち今後の里親等委託の必要性があるこども数	37
⑤ 里親等委託が必要なこども数 (②+③+④)	108
里親等委託が必要なこども数の割合 (⑤/①)	34.6%

c 本県の里親等

a 及び b をまとめたものが表 8－8 となります。

[表 8－8 代替養育必要こども数及び里親等委託が必要なこども数・割合] (全区分)

	3 歳未満	3 歳以上の 就学前	学童期 以降	計
① 代替養育必要こども数	29	77	312	418
② 里親等委託しているこども数	5	10	33	48
③ 里親等への委託の方針が援助方針に 記載済みで里親等委託が必要な こども数	6	2	0	8
④ ③以外で里親等委託の必要性のある こども数	5	16	0	21
⑤ 施設に乳幼児期から措置している こどものうち今後の里親等委託の推進 によりに転じられるこども数	0	6	38	44
⑥ 施設に学童期以降に措置している こどものうち里親等委託の必要性が あるこども数	0	0	37	37
⑦ 里親等委託が必要なこども数 (②+③+④+⑤+⑥)	16	34	108	158
里親等委託が必要なこども数の割合 (⑦/①)	55.2%	44.2%	34.6%	37.8%

(I) 里親等委託率

- 令和 11 年度に目指す里親等委託率については、(ウ)の結果をもとに「3 歳未満」が 55%、「3 歳以上の就学前」が 44%、「学童期以降」が 35%とします。
- 令和 11 年度の目標値とした里親等委託率は、本県の実情を考慮したものとなっており、国の目標値の「3 歳未満 75%」、「学童期以降 50%」と比較すると低くなっています。

今後、後述する里親等支援業務の包括的な実施体制の構築等、里親等委託を積極的に推進し、本県が定めた目標値を達成するよう取り組みます。

(オ) 里親等委託が必要なこども数及び里親等委託率

[表 8－9 里親等委託が必要なこども数及び里親等委託率]

	R11年度
代替養育必要こども数	353
里親等委託が必要なこども数	135
里親等委託率	38%
3 歳未満	55%
3 歳以上の就学前	44%
学童期以降	35%

(3) 新たに確保が必要な里親・ファミリーホーム数

- 今後、里親に対する研修の強化や里親トレーニングにより養育力を向上させ、受託率を高めていく取組が重要になってきますが、こどもの最善の利益の実現という観点からこども一人一人の状況に応じて最も適した里親の下で養育することが望ましいことから、より多くの里親を確保することも重要であるため、必要な里親数を確保するための受託率は、現行水準とほぼ同じ 25.0%（表 8－3：過去 5 年間の平均受託率 23.4%を反映）で計算します。
- 委託こども数に対する委託里親の割合は、今後も大きな変化はないと思われますので、必要な里親数の算出に当たっては、5 年間の平均 90%（表 8－3）と見込みます。
- 里親等委託の中には、ファミリーホームに委託するこどもも含まれます。現在、ファミリーホームが 3 箇所ありますが、長年、里親としてこどもの養育を続けてきた世帯や社会福祉法人において、今後のファミリーホームの設置が検討されていることから、令和 11 年度までにファミリーホームが 6 箇所設置されることを想定します。以上をもとに必要な里親数の推計を行います。
- 令和 11 年度において、里親等委託が必要なこどもは、135 人（表 8－9）と想定しています。このうち、ファミリーホームに委託するこどもが 36 人（6 箇所×6 人）とした場合に残る 99 人を里親に委託することとなります。
- 里親委託こども数に対する委託里親の割合は、90%であるため、必要な里親世帯は、89 世帯（99 人×0.9）となり、また、里親の受託率は、25%で計算しますので、里親等委託率の計画達成のために必要な里親数は、356 世帯（89 世帯÷0.25）となります。
- 令和 5 年度末現在での里親数は、148 世帯であるため、今後新たに増加すべき里親数は、208 世帯（356 世帯－148 世帯）となります。
- 里親は、地域ごとで偏らないよう確保する必要があるため、市町村等と連携するなど、対策を講じていく必要があります。
- 以上を踏まえて、新たに確保が必要な里親・ファミリーホーム数については、表 8－10 のとおりとなります。

[表 8－10 新たに確保が必要な里親・ファミリーホーム数]

	R11年度
里親等委託が必要なこども数	135
登録里親数	356
新たに確保が必要な里親数	208
新たに確保が必要なファミリーホーム数	3

(4) 十分な受け皿確保等について

- 代替養育が必要なこどもの行き場がなくなることをないよう、里親・ファミリーホーム等の十分な受け皿を確保することに努めます。
- 広く里親制度の認知・理解を醸成するため、里親支援センター等と連携して、里親・ファミリーホームについての広報・啓発に積極的に取り組めます。
- 児童相談所は、実親等に対して、里親・ファミリーホームは、こどもにとって安心できる安定した家庭と同様の養育環境を提供することを目的としていることを伝えるとともに、実親等との親子関係を断つことなく、親子関係再構築や地域生活、家庭生活上の知識及び技術の提供など、今後の自立に向けた支援を行うための措置であることを丁寧に説明し、こどもが奪われるといった誤解を与えることをないよう努めます。
- 里親・ファミリーホームにおいても、何らかの障がいのあるこどもの割合が増加していることから、里親等委託が必要な障がい児が、里親・ファミリーホームにおいて、障がい特性に応じて適切に養育されるよう、養育環境を備えた里親・ファミリーホームの確保に努めます。
また、児童養護施設等と連携し、里親のレスパイトケア環境を整えることに取り組めます。

(5) 里親のリクルートに係る市町村との連携体制等について

- 里親のリクルートにあたっては、子育て短期支援事業（ショートステイ）や一時保護、ふれあい家庭等の短期受け入れ里親も含め、地域の実情や里親家庭の事情にも応じた多様な里親の在り方を検討・周知します。
- その際、里親候補となる地域住民に最も近い市町村と連携してリクルートすることが効果的であることから、市町村が持つ自治会や子育てボランティア等とのつながりや、市町村が主体となって開催する各種イベントを活用して、里親制度の周知や里親のリクルートを行うなど、積極的に市町村との連携を図ります。
- 今後、市町村が子育て短期支援事業の委託先として里親を積極的に活用できるよう、里親名簿の作成、市町村への情報提供等を行うとともに、市町村が本事業を委託する際の連携・協力等に努めます。

(6) やむを得ず委託解除に至った要因分析について

- 里親においてやむを得ず※委託解除したケースは、令和5年度は2件あり、全体の委託里親の31世帯に対して6.5%の割合となっています。
※やむを得ずとは、家庭引き取り、満年齢、養子縁組以外の理由となります。
- 委託解除に至った主な理由として、「こどもの行動、特性等により養育困難となった」「身内に不幸があり里親が体調不良となった」でした。

- 里親等に委託するこどもは虐待等の逆境体験をしたこどもや、何らかの障がいやトラウマを抱えるこどももあり、愛着関係の形成に時間がかかることもあります。
- 委託後の家庭訪問等において、里親の困り感に気づくことができる体制を整備します。また、受託後に起こりえる問題等について、研修やマッチング中、委託後の家庭訪問等で定期的に里親に対して説明するよう努めます。

(7) 里親等委託の推進における課題（委託の進まない要因）

- 里親制度の周知が不十分です。
- 実親等が、里親制度に対し、「こどもを奪われる」と誤った認識をしていることもあり、同意を得られない場合があります。
- こどもと里親のマッチング不調を回避するため、十分に時間をかけたアセスメントが必要となり、マッチング期間が長期化する傾向にあります。
- ファミリーホームが3箇所と少なく、受け皿の確保が必要です。

(8) 里親等委託の推進への具体的な取組

ア 里親制度の普及促進

- 里親＝養子縁組という認識をあらためることができるよう周知します。
- 市町村と連携し、多くの県民が集まるイベントや会場で説明会を実施します。

イ 里親の養育能力の向上及びフォロー体制の整備

- こどものニーズに合った多様な里親の確保に努めます。
- 里親支援センターを中心とした里親向け研修の内容を充実させます。
- 里親に対するレスパイト環境を整備します。

ウ 児童相談所の適切なアセスメント等

- 施設入所期間が長期化するこどもの自立支援計画の見直しや適切なアセスメントのもと、家庭復帰や里親等委託の可能性を検討します。
- 児童相談所職員が里親制度を十分に理解し、実親への丁寧な説明の上、里親委託の同意を得られるよう努めます。

エ ファミリーホームの推進

養育者となり得る里親等に対し、ファミリーホームについての説明会等を開きます。

(9) 整備目標及び評価指標

- 令和11年度までにファミリーホームを6箇所設置し、里親等委託を推進するとともに、養育者となり得る希望者を対象にした説明会等を開催し、周知を図ります。
- 里親登録（認定）に係る審議会の開催回数を増やすなど、登録里親数の増加を図り、令和11年度までに登録率約130%に達するよう、受け皿の確保に努めます。

[評価指標]

事項		現況値 (R6.3.31)	評価指標				
			R7年度末	R8年度末	R9年度末	R10年度末	R11年度末
里親等委託率、登録率、稼働率	里親等委託率	11.5%	19.5%	24.1%	28.8%	33.4%	38.0%
	登録率	46.8%	68.6%	84.2%	99.9%	115.5%	131.2%
	稼働率	24.5%	27.5%	27.9%	28.2%	28.5%	28.9%
養育里親、専門里親、養子縁組里親 それぞれの里親登録（認定）数	養育里親	147世帯	197世帯	231世帯	265世帯	299世帯	333世帯
	専門里親	9世帯	13世帯	16世帯	20世帯	23世帯	27世帯
	養子縁組里親	85世帯	110世帯	126世帯	143世帯	159世帯	175世帯
新規里親（認定）登録数		19世帯	38世帯	38世帯	39世帯	38世帯	38世帯
委託里親数		31世帯	44世帯	55世帯	67世帯	78世帯	89世帯
ファミリーホーム数		3箇所	4箇所	4箇所	5箇所	5箇所	6箇所
委託子ども数（ファミリーホーム委託児童を含む。）		48人	75人	90人	105人	120人	135人
里親登録（認定）に係る都道府県児童福祉審議会の開催件数		2回	2回	2回	3回	3回	3回

※里親等委託率とは、代替養育必要子ども数に占める里親等委託子ども数の割合

$$\text{里親・ファミリーホームへの委託子ども数} \div \text{代替養育必要子ども数（里親・ファミリーホームへの委託子ども数＋乳児院及び児童養護施設への入所措置子ども数）}$$

※登録率とは、代替養育を必要とするこどもの数に対する里親等が受託可能なこどもの数

$$\text{（里親登録数} \times \text{平均受託児童数} + \text{ファミリーホームの定員数）} \div \text{代替養育必要子ども数}$$

※稼働率とは、里親等が受託可能なこどもの数に対する里親等へ委託しているこどもの数

$$\text{里親・ファミリーホームへの委託子ども数} \div \text{（里親登録数} \times \text{平均受託児童数} + \text{ファミリーホームの定員数）}$$

2 里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組

(1) 現状

- 平成 28 年度に、里親普及促進センターを開設し、その運営を N P O 法人に委託して、講演会や里親制度説明会の開催、街頭キャンペーン等の普及啓発や、里親研修、専門の相談員による相談対応、里親委託等推進員による訪問等により里親委託を推進してきました。
- 平成 29 年度から、乳児院に併設された児童家庭支援センターにおいて里親トレーニング事業（県委託事業）を開始し、新規里親や未委託里親の養育力の向上により乳幼児の委託を推進する取組を進めており、平成 30 年度からは県内 2 箇所で開催しています。
- 里親支援専門相談員が配置されている施設については、児童相談所ごとに担当地区を分け、担当する地区の里親家庭への支援を行っています。また、里親研修等での進行役や里親トレーニングにおける支援など里親との関わりを多く持って、里親との信頼関係を築くよう努めています。

(2) 課題

- 改正法において一貫した体制で継続的に里親支援を提供し、包括的に里親支援を行うため、里親支援センターが児童福祉施設として位置づけられました。本県においても、児童相談所の職員体制や地域の人口規模等を踏まえて、令和 7 年度の設置に向けて、体制整備等を行う必要があります。
- 里親支援センターは里親支援事業の一部を委託できることになっているので、県が児童家庭支援センターに委託していた里親トレーニング事業等を、令和 7 年度は里親支援センターが児童家庭支援センターへ委託し、これまでと同様の支援体制を継続的に行う必要があります。
- 令和 6 年度に国において、里親支援専門相談員の業務内容が見直されました。本県においては、今後も児童相談所ごとに担当地区を分け、里親家庭等への支援や、里親研修等でのファシリテーター役や里親トレーニングにおける支援等を行い、里親支援センターとの連携を強化する必要があります。

(3) 具体的な取組

ア 包括的な里親等支援体制の整備促進

令和 7 年度の里親支援センターの設置に向け、体制整備等を行います。

イ 里親制度普及・促進里親等支援事業等

- 里親支援センター、里親支援専門相談員、児童相談所と連携して以下の業務を行います。
 - ・ 里親制度等普及促進・リクルート業務
 - ・ 里親等研修・トレーニング業務

- ・ 里親等委託促進業務
- ・ 里親等養育支援業務
- ・ 里親等委託児童自立支援業務

○ 子育て短期支援事業において里親を活用できるよう、市町村との連携も図ります。

○ フォスタリング業務全体の最終的な責任は県が負うため、その実施にあたっては、児童相談所の体制及び役割分担等を行い、体制整備を行います。

(4) 整備目標及び評価指標

全里親を対象としたスキルアップ研修（座学）を継続して実施します。また、職員等の体制を令和9年度までに整備し、令和10年度からスキルアップ研修を年間10回実施します。

[評価指標]

事項		現況値 (R6.3.31)	評価指標				
			R7年度末	R8年度末	R9年度末	R10年度末	R11年度末
里親支援センターの設置数		0箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
	民間への委託数（里親トレーニング事業等）	0件	2件	2件	2件	3件	3件
民間フォスタリング機関の設置数		3箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
基礎研修、登録前研修、更新研修などの 必修研修以外の研修（スキルアップ研修） の実施回数、受講者数	実施回数	6回	6回	6回	6回	10回	10回
	受講人数	126人	126人	126人	126人	210人	210人

第9章 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

1 施設で養育が必要なこども数の見込み

施設で養育が必要なこども数は、「代替養育を必要とするこども数の見込み（第5章）」から「里親等委託が必要なこども数（第8章）」を減じた人数となり、結果は以下のとおりです。

〔表9 施設で養育が必要なこども数（見込み）〕

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
代替養育が必要なこども数	386人	378人	370人	361人	353人
里親等委託が必要なこども数	75人	90人	105人	120人	135人
施設で養育が必要なこども数	311人	288人	265人	241人	218人
3歳未満	22人	20人	19人	17人	15人
3歳以上の就学前	58人	54人	49人	45人	41人
学童期以降	231人	214人	197人	179人	162人

2 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

(1) 現状

ア 児童養護施設及び乳児院

(7) 小規模かつ地域分散化

- 児童養護施設は、令和6年3月末現在で、本体施設10箇所と地域小規模児童養護施設8箇所があり、定員（暫定）417人に対して347人が入所しており、入所率は83.2%となっています。
- 児童養護施設では、令和2年度に策定した「社会的養育推進計画（施設計画）」に基づき、小規模かつ地域分散化に向けて計画的に取り組んできた結果、令和7年3月末現在の地域小規模児童養護施設は11箇所となりました。
- 乳児院は、令和6年3月末現在で2箇所あり、定員35人に対して23人が入所しており、入所率は65.7%となっています。

(4) 施設の高機能化及び多機能化・機能転換

- 施設への措置児童数は横ばい傾向にあり、施設の定員数にも変動がないため、一時保護専用施設や児童家庭支援センターの設置など高機能化及び多機能化・機能転換はあまり進んでいない状況です。
- 乳児院に児童家庭支援センターを委託し、児童相談所や市町村等の関係機関と連携して、児童虐待の発生予防や親子関係再構築支援等に取り組んでいます。

(ウ) 人材確保・人材育成等

- 多くの施設において、人材確保・人材育成に苦慮しており、新規採用のほか、中途採用等、あらゆる機会や手段を活用して人材確保に努めています。
- 人材育成において、職員の配置計画やキャリアパス等を踏まえて、職場内研修の充実を図るとともに、計画的に法人主催研修、外部研修等に参加し、専門的知識や技術の習得に努めています。特に新任職員には教育担当者を配置し、基本的な知識・技術の習得を目的としたOJT研修を実施しています。

イ 児童心理治療施設

家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となったこどもを、短期間入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行うこと等を目的として、県内に1箇所あります。

ウ 児童自立支援施設

不良行為をなし、又はなすおそれのあるこども及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要するこどもを入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々のこどもの状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援すること等を目的として、県内に1箇所あります。

エ 母子生活支援施設

配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子とそのこどもを入所させて保護し、自立促進のために生活の支援を行うこと等を目的として、県内に1箇所あります。

(2) 課題

ア 児童養護施設及び乳児院

(7) 小規模かつ地域分散化

- 小規模化・地域分散化を進めるにあたっては、設置場所をはじめ、こどもとの関わり方や本体施設との連絡・連携体制、効率的な運営方法等を検討する必要があります。特に地域分散化する場合は、その場を一任できる人材を確保するとともに個々の職員の専門的知識や処遇力を高めていく必要があります。
- 日南・串間地域や西臼杵地域等は児童養護施設が設置されておらず、今後、施設の小規模化・地域分散化を進める中で、これらの地域への設置についても検討を行う必要があります。

(イ) 施設の高機能化及び多機能化・機能転換

- 今後、里親等委託を推進することにより生じる施設の定員数の減少を踏まえ、地域のニーズを的確に捉えた上で、特に施設の高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組を進める必要があります。
- 施設の高機能化としては、被虐待等の経験による愛着障がいや発達障がい等によりケアニーズが非常に高いこどもの受入れ、多機能化・機能転換については、一時保護専用施設の設置、児童家庭支援センターとしての取組、親子関係再構築に向けた保護者等への支援、市町村の家庭支援事業（子育て短期支援事業等）の受託による地域支援や在宅支援の機能の充実等が考えられますが、今後、施設の意向を確認しながら、その実現に向けた取組を進めていく必要があります。
- 特に困難な課題を抱えるケアニーズの非常に高いこどもに対して、多様な専門職による集中的なケアを行うためには、心理職や医師、看護師等の専門職の配置やユニットの小規模化等について検討していく必要があります。
- また、施設がこれまで培ってきた児童支援機関としての専門性を生かして、里親委託の推進や地域のこどもや家庭を支援する市町村との連携強化を図っていくことも求められます。

(ロ) 人材確保及び人材育成等

施設の小規模化・地域分散化、高機能化等を推進していくためには、計画的に必要な人材を確保するとともに個々の職員の専門的知識や処遇力を高めていく必要があります。

イ 児童心理治療施設

高度な専門性及び専門職員を配置し、ケアニーズの非常に高いこどもへの心理治療、生活支援を行う役割を担ってきたところですが、今後、より一層の専門性を発揮するために、個々の職員の専門的知識や処遇力を高める必要があります。また、児童相談所や施設等との密接な連携を図る必要があります。

ウ 児童自立支援施設

不良行為や家庭環境等の理由で生活指導が必要なこどもに対して、生活指導等を通して自立を支援する役割を担っていますが、こどもの問題行動の背景の中には、愛着障がいや発達障がい等もあることから、個々の職員の専門的知識や処遇力を高めていく必要があります。

エ 母子生活支援施設

令和6年度に新設されたこともあり、支援を必要とする母子の利用を促進するため、県民や市町村等への制度の周知が必要です。また、施設の運営維持のため、計画的に必要な人材を確保するとともに個々の職員の専門的知識や処遇力を高めていくことも必要です。

(3) 具体的な取組

ア 児童養護施設及び乳児院

(7) 小規模かつ地域分散化

- 「できる限り良好な家庭的環境」である地域小規模児童養護施設を、より多く確保していく必要があるため、県は施設や地域の実情を踏まえた上で計画的に施設整備等を進めます。

このため、各施設の今後の経営方針を踏まえた施設整備に関して助言等を行うほか、施設の定員について適切に対応します。

- 児童養護施設や乳児院においては、地域の社会的養護の拠点としての役割が求められます。地域全体でこどもを養育する体制を構築するため、各施設は、施設の小規模化かつ地域分散化を進めるにあたり、地域の理解促進に努める必要があります。

(4) 施設の高機能化及び多機能化・機能転換

- 一時保護専用施設、児童家庭支援センター、里親支援センターの機能を付加することが考えられ、計画的に施設等と連携して取り組みます。
- 地域の支援ニーズに応じて、市町村の家庭支援事業（子育て短期支援事業等）を受託して、地域支援や在宅支援の機能の充実を図ります。
- 引き続き、ケアニーズの高いこどもへの専門的なケアの対応等、高機能化が求められます。
- 里親支援専門相談員の活動を支援することにより、里親支援機能の強化を図ります。

(5) 人材確保及び人材育成等

- 施設職員を対象とする研修の内容を充実させるとともに、専門研修に係る情報提供など施設職員の資質向上に努めます。
- 施設職員加算の充実や給与の更なる改善について国に要望するとともに、関係機関と連携し広報活動を行うなど、施設が必要な職員を確保できるよう支援します。

イ 児童心理治療施設及び児童自立支援施設

研修機関での職員研修や先進施設等への職員派遣を促すことにより、施設職員の資質の向上を図ります。

ウ 母子生活支援施設

支援を必要とする母子の利用を促進するため、県民や市町村に対し、積極的な周知を行います。また、施設職員を対象とする研修の参加を促すとともに、専門研修に係る情報提供などにより施設職員の資質向上に努めます。

(4) 整備目標及び評価指標

ア 児童養護施設

- 「できる限り良好な家庭的環境」である地域小規模児童養護施設を、より多く確保していく必要があるため、県として施設や地域の実情を踏まえた上で施設整備等を計画的に進めます。
- 養育機能強化のための専門職を全児童養護施設に配置できるよう、施設と連携して進めます。また、養育機能強化のための事業を継続します。
- 一時保護専用施設は、児童相談所の管轄地区を踏まえ、3箇所以上の設置を目指します。
- 児童家庭支援センターは、新たに1箇所以上の設置を目指します。

[評価指標]

事項		現況値 (R6.3.31)	評価指標					
			R7年度末	R8年度末	R9年度末	R10年度末	R11年度末	
小規模かつ地域分散化施設、入所児童数		施設数	11箇所 (R7.3.31)	11箇所	13箇所	13箇所	13箇所	19箇所
		入所児童数	63人 (R7.3.31)	63人	74人	74人	74人	108人
養育機能強化のための専門職 (家庭支援専門相談員、心理 療法担当職員、自立支援担当 職員、個別対応職員)の加配 施設数、加配職員数	家庭支援専門相談員	加配施設数	10箇所	10箇所	10箇所	10箇所	10箇所	10箇所
		加配職員数	10人	10人	10人	10人	10人	10人
	心理療法担当職員	加配施設数	10箇所	10箇所	10箇所	10箇所	10箇所	10箇所
		加配職員数	10人	10人	10人	10人	10人	10人
	自立支援担当職員	加配施設数	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所	7箇所	10箇所
		加配職員数	4人	4人	4人	4人	7人	10人
	個別対応職員	加配施設数	10箇所	10箇所	10箇所	10箇所	10箇所	10箇所
		加配職員数	10人	10人	10人	10人	10人	10人
養育機能強化のための事業（親子支援事業、家族療法事業等） の実施設数		10箇所	10箇所	10箇所	10箇所	10箇所	10箇所	
一時保護専用施設の整備施設数		0箇所	1箇所	1箇所	3箇所	3箇所	3箇所	
児童家庭支援センターの設置施設数		0箇所	0箇所	0箇所	1箇所	1箇所	1箇所	
里親支援センター、里親養育包括支援（フォスターリング）事業 の実施設数		0箇所	必要に応じて検討					
妊産婦等生活援助事業の実施設数		0箇所	必要に応じて検討					
市町村の家庭支援事業を委託されている施設数 （子育て短期支援事業）		10箇所	10箇所	10箇所	10箇所	10箇所	10箇所	

イ 乳児院

- 養育機能強化のための専門職を全乳児院に配置できるよう維持するとともに、養育機能強化のための事業を継続します。
- 一時保護専用施設は、1箇所以上の設置を目指します。

[評価指標]

事項			現況値 (R6.3.31)	評価指標				
				R7年度末	R8年度末	R9年度末	R10年度末	R11年度末
養育機能強化のための専門職 (家庭支援専門相談員、心理 療法担当職員、自立支援担当 職員、個別対応職員)の加配 施設数、加配職員数	家庭支援専門相談員	加配施設数	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
		加配職員数	2人	2人	2人	2人	2人	2人
	心理療法担当職員	加配施設数	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
		加配職員数	2人	2人	2人	2人	2人	2人
	自立支援担当職員	加配施設数	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
		加配職員数	2人	2人	2人	2人	2人	2人
	個別対応職員	加配施設数	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
		加配職員数	2人	2人	2人	2人	2人	2人
養育機能強化のための事業（親子支援事業、家族療法事業等） の実施施設数			2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
一時保護専用施設の整備施設数			0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	1箇所
児童家庭支援センターの設置施設数			2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
里親支援センター、里親養育包括支援（フォスタリング）事業 の実施施設数			0箇所	必要に応じて検討				
妊産婦等生活援助事業の実施施設数			0箇所	必要に応じて検討				
市町村の家庭支援事業を委託されている施設数 （子育て短期支援事業）			2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所

第10章 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

1 自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み及び実情把握等

(1) 自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み

国の「社会的養護自立支援事業実施要綱」及び「社会的養護経験者等への支援に関するガイドライン」や自立援助ホーム等における自立支援に関するアンケート結果等を踏まえ、年度ごとの新たに自立支援を必要とする社会的養護経験者等数と、そのうち、措置延長等を必要とする者の数の見込みは以下のとおりとなります。

[表 10-1 新たに自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み]

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
新たに自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み（新規）	30	30	29	27	28
そのうち措置延長等を必要とする者	4	4	3	3	3

(2) 現状（実情把握等）

令和5年度に社会的養護経験者や児童養護施設入所児童、里子、児童養護施設職員、里親等を対象にアンケートやヒアリング（令和5年度宮崎県社会的養護自立支援の実態に関する調査）を実施しました。

調査にあたり、児童相談所、児童養護施設、自立援助ホーム、フォostリング機関、社会的養護経験者等による連絡協議会を設置し、調査内容の検討や結果の考察等を行いました。

ア アンケート結果

(7) 社会的養護経験者（対象者 69 人）

a 施設等を離れた後の進路について

「就職」との回答が 40.6%、「進学」との回答が 33.3%という結果でした。

b 施設等を離れる前後について

「不安があった」との回答が 39.1%、「不安がなかった」との回答が 34.8%という結果でした。不安の理由について、「頼れる人がいないこと」、「今まで施設の中で守られていたが一人になる」、「親の元に戻るが関係がうまくいくのか」等の回答がありました。

c 施設等を離れる前後で役に立ったサポートについて（複数回答）

「退所後の住まい探しの同行」との回答が 18.8%、「就職活動のサポート」との回答が 15.9%、「施設等を離れた後の不安への相談」との回答が 15.9%という結果でした。一方、「わからない」との回答は 20.3%でした。

d 現在の暮らしの中で困っていること、心配なことについて（複数回答）

「生活費や学費のこと」との回答が 27.5%、「将来のこと」との回答が 20.3%、「仕事のこと」との回答が 17.4%、「家族・親戚のこと」との回答が 11.6%という結果でした。一方、「困っていることはない」との回答は 47.8%でした。

(4) 施設入所児童等（対象者 136 人）

a 施設等を離れることに対する不安について（複数回答）

不安の理由として、「生活費や学費のこと」との回答が 33.1%、「仕事のこと」との回答が 31.6%、「将来のこと」との回答が 30.9%、「人間関係のこと」との回答が 22.1%という結果でした。一方、「不安なことはない」との回答は 27.2%でした。

b 施設等を離れる前に受けたいサポートについて（複数回答）

「退所後の住まい探しの同行」との回答が 25.0%、「困りごとや分からないことの相談先の案内」との回答が 22.8%、「生活費のシミュレーション」との回答が 17.6%という結果でした。一方、「何もサポートは必要ない」との回答は 14.0%でした。

(5) 施設職員（児童養護施設、自立援助ホーム等：対象者 101 人）

a 自立支援について取り組みや予算について

「十分である、やや十分である」との回答が 44.6%、「あまり十分ではない、十分でない」との回答が 41.6%でした。

b 自立支援に対する職員数及び時間の確保について

「あまり十分ではない、十分でない」との回答が 80.2%でした。

c 退所前の自立支援に対する職員の知識やスキルについて

「あまり十分ではない、十分でない」との回答が 82.2%でした。

d 退所に向けて行っているサポートについて

「退所後の住まい探しの同行」との回答が 67.3%、「困りごとや分からないことの相談先の案内」との回答が 66.3%、「生活費のシミュレーション」との回答が 59.4%という結果でした。

e 退所した子どもとの連絡の機会について

「あまり十分ではない、十分でない」との回答が 51.5%でした。

f アフターケアや自立支援における研修等について

「必要である」との回答が 81.2%でした。

イ ヒアリング結果（一部抜粋）

(7) 施設等を離れた後の生活について

a 社会的養護経験者等

- ☐ 退所後に貯金を自由に使えることがうれしくて、すぐに使った。
- ☐ 我慢してきた反動で、無計画な買い物や欲しいものをすぐ買うなどしていた。
- ☐ 銀行口座や携帯の保証人に困った。
- ☐ 親の話をされることが多く、どのように話せばよいか困る。

b 施設入所児童等

- ☐ お金が心配。もしもの時に助けてくれる人、頼れる人が身近にいない。
- ☐ 家族の意見が進路に影響するかもしれない。親の意見を見無視すると、親からいろいろ言われてしんどくなる。
- ☐ 施設以外では、自分の「素」をだして本音の話や相談ができない。

(イ) 施設等にしてほしいサポートについて

a 社会的養護経験者等

- ☐ 相談相手になってほしい。
- ☐ 仕送りのようなもの（応援してくれているという気持ちになる）。
- ☐ 親がいないので、来られる場所があるといい。

b 施設入所児童等

- ☐ 話や悩みを聞いてもらいたい。
- ☐ 役所等の手続きの同行をしてもらいたい。

(ウ) アフターケア事業者に望むこと

a 社会的養護経験者等

- ☐ 退所前に行く機会があればよかった。知ってはいたが、訪問したことがなかったの
で、行きにくかった。
- ☐ 深刻な相談を聞いてほしい。
- ☐ 何でも話しやすい場所

b 施設入所児童等

- ☐ 定期的に来て話を聞いてほしい。
- ☐ 会話をする機会がほしい。
- ☐ ヒアリング調査で初めて知った。

(エ) リービングケア（施設退所前の準備期間に行う支援）でこどもに伝えたこと（施設職員等）

- 助けを求める力
- 自分で考えて行動できるようになってもらいたい。

(オ) アフターケアについて（施設職員等）

- 遠方に居住している場合、すぐに支援に出向けない。
- 連絡が取れないこどもへの支援に苦慮している。
- 親がいない、親の存在を感じられないこどもには、頻繁に会い、心の支えにならないといけないと思う。

(カ) 公的支援に求めること（施設職員等）

- 就労以降支援事業所に入所した際の支度金
- 退所後、大金を持ったこどもがすぐに使い果たしてしまう。管理できる制度がほしい。

(キ) アフターケア事業所に望むこと（施設職員等）

- 自宅訪問等に施設職員等と同行してもらいたい。
- 具体的な事例を教えてもらい、仕事に活かしてほしい。
- 里親は事業所のことを知る人が少ないので、もっと知ってもらいたい。

(3) 推進の方向性

- 児童自立生活援助事業所（Ⅰ型～Ⅲ型）を広域に設置し、安定的な生活の中長期的に確保した上で、措置等の解除後も安定した地域生活に移行できるよう支援を行います。
- 社会的養護自立支援拠点事業所の相互交流の場において、措置等を解除された後も措置解除者等同士が集まり自由に交流、意見交換等が行える機会を定期的に企画・実施します。

また、継続的に支援が必要なこどもについては、児童相談所等が関係機関と連携し、支援上の課題、課題解決のための支援目標、目標達成のための具体的な支援内容や方法を定めた支援計画書を作成し、こどもが主体的に取り組めるよう支援します。

- 県の自立支援に関する事業（社会的養護自立支援拠点事業、身元保証人確保対策事業等）について、利用を促進するため、里親や児童養護施設等に支援内容や利用方法等について啓発等を行います。
- 各児童養護施設等に自立支援担当職員の配置を推進し、措置解除前後に支援を必要とするこども等に切れ目の無い支援ができるよう努めます。また、社会的養護自立支援拠点事業所

等と連携して、里親や施設職員等を対象に自立支援に関する研修等を実施し、充実した支援を行えるよう努めます。

- 定期的の実態把握を行い、地域・当事者等のニーズに対して適切な支援が実施されているか確認し、その上で、社会的養護経験者等への適切な支援のあり方等について検証します。

2 社会的養護経験者等の自立に向けた具体的な取組

里親や児童養護施設等の下で育ったこどもたちが、社会に出て安定した生活を送り自立できるようにするため、各種事業の取組を行っています。

(1) 各種事業

ア 児童自立生活援助事業（Ⅰ型～Ⅲ型）

- こどもの自立支援を図る観点から、義務教育終了後、里親等への委託又は児童養護施設等への入所措置が解除されたこども等を対象に、相談、その他の日常生活上の援助及び生活指導、就業支援等を行うものです。
- 本事業については、20歳や22歳といった年齢ではなく、こどもの置かれている状況やこどもの意見・意向、関係機関との調整も踏まえた上で、必要と判断する時点で支援を受けることができるよう措置解除時期を適切に定めていく必要があります。

この際、年齢制限の弾力化に伴い、支援半ばで自立への目的意識を失い、就労への意欲がなく、ただ生活するだけにならないよう、こどもの最善の利益を念頭に、支援をしていくことが重要です。状況においては、ある段階で本人の意向に配慮した上で、福祉的就労支援や生活保護につなぐなど支援の方向性について検討することが必要です。

〔表 10－2 施設類型〕

施設類型	実施場所
Ⅰ型	自立援助ホーム
Ⅱ型	児童養護施設 児童自立支援施設 児童心理治療施設 母子生活支援施設
Ⅲ型	里親 ファミリーホーム

イ 社会的養護自立支援拠点事業

措置解除者等又はこれに類する者が相互の交流を行う場所を開設し、適切な設備を備える等により、情報の提供、相談・助言、これらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整を行う事業です。

令和6年度より NPO 法人に委託して、社会的養護自立支援拠点事業所を設置しています。相互交流の場を利用する者や相談支援を利用する者のうち、継続的に支援が必要と判断される者については、関係機関と連携して支援計画を策定します。

ウ その他経済的支援等

(7) 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業

里親や児童養護施設等の下で養育されたこどもを対象として、就職した者には就職後2年間の家賃を、進学した者には修学中の家賃と生活費を貸与しています。いずれも貸付後5年間就業を継続した場合には返還を免除します。また、資格取得に要する資金の貸付けも行っています。国の交付金を活用した事業で平成28年度から実施しています。

(4) 普通自動車運転免許取得費用の一部免除

県指定自動車学校協会、県児童福祉施設協議会及び県で協定を結び、里親や児童養護施設等の下で養育されたこどもの普通自動車運転免許取得費用の一部を免除しています。

(7) 身元保障

国の身元保証人確保対策事業を活用して、里親や児童養護施設等の下で養育されたこどもに対して、その後の就職、住宅等賃借、大学等進学の際の身元保証を行い、自立を支援しています。

(1) 未成年後見人支援事業

親権者のいないこどもの日常生活支援や福祉の向上を目的として、未成年後見人の確保を図るため、未成年後見人に係る報酬と保険料（被後見人のこども分も含みます）を助成します。

(2) 社会的養護経験者等への自立に向けた支援体制の整備

児童自立生活援助事業所（Ⅰ型～Ⅲ型）、社会的養護自立支援拠点事業所の利用を促進します。

また、社会的養護経験者等をはじめ、関係機関が構成員となって組織される、社会的養護自立支援協議会の設置に努めます。

(3) 整備目標及び評価指標

- 児童自立生活援助事業（Ⅰ型）については、令和11年度までに、県内3地区それぞれに1箇所ずつ設置できるよう整備を進めます。

- 令和6年度に設置した社会的養護自立支援拠点事業所については、ニーズに応じて、サテライトの設置を検討します。
- 社会的養護経験者等の実態把握のため、社会的養護自立支援協議会の設置を検討します。

[評価指標]

事項		現況値 (R6.3.31)	評価指標				
			R7年度末	R8年度末	R9年度末	R10年度末	R11年度末
児童自立生活援助事業の実施箇所数	I型 (自立援助ホーム)	4箇所 (R7.3.31)	4箇所	5箇所	5箇所	6箇所	7箇所
	II型 (児童養護施設等)	0箇所	1箇所	2箇所	2箇所	3箇所	3箇所
	III型 (里親、FH)	0箇所	2箇所	3箇所	4箇所	5箇所	5箇所
社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数		1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
社会的養護自立支援協議会の設置も含めた支援体制の整備状況		無	無	無	有	有	有

第 11 章 児童相談所の強化等に向けた取組

1 中核市（宮崎市）の児童相談所設置に向けた取組

(1) 現状

宮崎市が、令和 11 年度当初までの児童相談所開設を目指し、令和 6 年度に基本構想を策定しました。

(2) 課題

- 里親、児童養護施設等関係機関との関係構築、連携を行うことが必要です。
- 人材育成上、児童福祉司と児童心理司（SV 含む）の確保と新規職員の研修体制整備が必要です。
- 中央児童相談所から宮崎市児童相談所への措置児童の移管において、こどもと保護者に今後の対応を理解してもらう必要があります。

(3) 具体的な取組

宮崎市における児童相談所設置に向けて、引き続き、必要な支援を行います。

- 里親と宮崎市児童相談所との関係構築については、中央児童相談所や里親支援センターが中心となって支援を行います。
- 県と宮崎市の人事交流等により、児童福祉司等、必要な人材の育成を支援します。
- 宮崎市児童相談所への移管について、段階的に措置児童の保護者への周知や、こどもに対して丁寧な説明を行います。

(4) 整備目標

令和 11 年度の宮崎市児童相談所設置に向けて、必要な支援を行います。

2 県（児童相談所）における人材確保・育成、児童相談所設置等に向けた取組

(1) 現状

- 児童相談所は、児童福祉法の規定に基づく児童福祉のための専門機関で、こどもに関する様々な相談に対応しています。県内には、県が設置した3つの児童相談所（中央、都城、延岡）があり、各児童相談所の管轄区域の状況は、以下のとおりです。



[図 11 県内の各児童相談所の管轄区域] （令和5年10月1日現在）

[表 11－1 児童相談所の各機能]

各機能	内容
市町村援助機能	市町村による児童家庭相談への対応について、市町村相互間の連絡調整等必要な援助を行う。
相談機能	こどもに関する家庭やその他からの相談のうち、専門的な知識、技術を必要とするものについて、必要に応じて専門的な角度から総合的に調査、診断、判定し、それに基づいて援助方針を定め、自ら又は関係機関等を活用し一貫した子どもの援助を行う。
一時保護機能	必要に応じてこどもを家庭から分離して一時保護する。
措置機能	在宅指導、里親等委託、児童福祉施設入所措置。

- 児童相談所における児童虐待相談対応件数の総数は、令和５年度 1,791 件と前年度より減少したものの高止まりの傾向となっています。

[表 11－2 本県の児童相談所の児童虐待相談対応件数（件）]

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R２年度	R３年度	R４年度	R５年度
件 数	631	1,136	1,379	1,953	1,883	1,843	2,019	1,791
前年度比	88.3%	180.0%	121.4%	141.6%	96.4%	97.9%	109.5%	88.7%

- 国の「児童虐待防止対策体制総合強化プラン（以下「新プラン」という。）」により、児童福祉司等の増員や弁護士配置等による法的対応体制の強化、児童相談所職員に対する研修の実施等による専門性の向上のほか、こども家庭ソーシャルワーカー資格の取得促進を図ることが示されました。
- これらに基づき、児童相談所において、児童福祉司、スーパーバイザー、児童心理司等の専門職について増員を進めてきました。また、法的な助言を求めるため弁護士の配置を行っています。

(2) 課題及び具体的な取組

- 児童虐待相談対応件数が高止まりの傾向にあることから、国の新プランに基づき、スーパーバイザーを含む児童福祉司、児童心理司、弁護士、医師等を計画的に配置し、体制強化及び専門性の強化を図ります。
- 児童相談所がこどもの相談に係る専門的な機関として、その機能を十分に果たしていくためには、市町村等との適切な役割分担による連携体制を強化することが必要であることから、市町村支援児童福祉司を中心として、日頃から市町村と情報共有を行う等、連携体制の整備に努めます。

(3) 整備目標及び評価指標

- 児童福祉司等、国の定める配置基準に基づき体制整備を進めます。医師、保健師、弁護士
の配置数については、現況の水準を維持します。
- 研修は児童福祉司の任用数に応じ、必要な職員全てが受講することを目標とします。

[評価指標]

事項		現況値 (R6.3.31)	評価指標				
			R7年度末	R8年度末	R9年度末	R10年度末	R11年度末
児童相談所の管轄人口	中央	562,246	553,286人	548,306人	543,327人	538,347人	533,368人
	南部	265,795	261,560人	259,206人	256,852人	254,498人	252,144人
	北部	213,109	209,712人	207,825人	205,937人	204,050人	202,162人
第三者評価を実施している児童相談所数・割合 (分母：管内の児童相談所数)	箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	1 箇所	2 箇所	3 箇所
	割合	0/3	0/3	0/3	1/3	2/3	3/3
児童福祉司、児童心理司の設置数	児童福祉司	67	国の定める配置基準を満たす。				
	児童心理司	33					
市町村支援児童福祉司の配置数		1					
児童福祉司スーパーバイザーの配置数		12					
医師の配置数		10人	10人	10人	10人	10人	10人
保健師の配置数		3人	3人	3人	3人	3人	3人
弁護士の配置数		2人	2人	2人	2人	2人	2人
こども家庭福祉行政に携わる県（児童相談所）職員における 研修（児童福祉司任用後研修、こども家庭ソーシャルワーカー の養成に係る研修等）の受講者数		17人（児童 福祉司任用 後研修）	新規に児童福祉司に配置された人数を評価指標とする。				
専門職採用者数の割合		100%	国の定める配置基準を踏まえ100%を基準とする。				

第 12 章 障害児入所施設における支援

1 現状

- 障害児入所施設は令和 6 年 9 月現在で、県内に福祉型障害児施設が 3 箇所（宮崎市、都城市、延岡市）、医療型障害児施設が 4 箇所（宮崎市 2 箇所、日南市、川南町）あり、福祉型障害児入所施設の入所児童数は定員 120 人に対して 96 人で入所率は約 80%となっています。
- 本県の調査（令和 6 年 9 月）によると入所児童の入所理由について、措置では虐待（疑いを含む）や保護者の養育力不足が多く、契約では保護者の養育力不足やこどもの行動上の問題が多い結果となっています。
また、本県の障害児入所施設の入所児童における被虐待児（疑いを含む）の割合は、全体で約 4 割となっています。
- 各施設では、国の「障害児入所施設運営指針」に基づく入所支援を行っており、その中で良好な家庭的環境の提供と、こども一人ひとりの特性に応じた支援を提供することが基本であると示されています。

2 課題

障害児入所施設においては、障がいに対する正確な理解と障がい特性に応じた環境の提供に加え、できる限り良好な家庭的環境の下で養育されるよう、ユニット化等によるケア単位の小規模化が課題となっています。

3 具体的な取組

- 職員と入所児童との信頼を醸成した上で、障がい種別や程度による画一的な支援ではなく、入所児童一人ひとりの特性に応じた支援を提供することに努めます。
- 今後、施設や地域の実情を踏まえた上で、可能な限り「良好な家庭的環境」において養育されるよう、福祉型障害児入所施設のユニット化等の整備に向けた検討を行います。
- 里親等委託が必要なこどものため、障がい児を受け入れることができる専門里親やファミリーホームの登録を推進します。